

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	小田原市立病院と県立足柄上病院の連携 と協力に係る基本協定の締結について	経営管理課
2	学校給食センター整備事業について	学校安全課
3	小田原市学校施設中長期整備計画（案） について	

令和2年11月11日

小田原市立病院と県立足柄上病院の連携と協力に係る基本協定の締結について

1 足柄上病院との意見交換会について

(1) 目的等

- ▶ 県立足柄上病院の将来構想を検討するにあたり、地域の拠点である公立2病院の機能や連携について重点的に議論することを目的に、2病院とその運営主体、関係自治体、団体等が参加する「足柄上病院と小田原市立病院の機能・連携方策に係る意見交換会」を設置
- ▶ 結果等は、県西地区保健医療福祉推進会議及び病床機能分化・連携ワーキンググループに適宜報告し連携を図る。

(2) 経緯

▶ 県立足柄上病院

県立足柄上病院は、将来的な医療ニーズの変化に対応した、地域包括ケアシステムの推進及び地域医療構想の実現に向け、県立病院機構第三期中期目標期間（令和2～6年度）において、機能や役割、地域の医療資源の効率的な活用、地域医療機関との機能分担・連携について、県西地域としてのあり方を踏まえた議論が必要

▶ 市立病院

市立病院は、老朽化した病院の建替えに向けて、平成30年12月に再整備基本構想を策定し新病院開設を目指している。今後策定する基本計画の中で病院の診療機能、病床規模等を検討する。

なお、新病院建設にあたり総合確保基金の活用に向け地域医療構想の実現に向けた県西地域としてのあり方の整理、議論が必要

▶ 神奈川県

地域医療構想の実現を目指し、今後の医療ニーズを踏まえた効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、県内各地域において病床機能の分化・連携を含む検討を進めており、県西区域においても議論が必要

(3) 県西地域における2病院の機能・連携方策に係る意見交換の実施

県西地域の医療を取り巻く環境の変化に応じ、当該地域における2病院の今後の機能分担や連携に係る検討に資するため、県西地域における医療提供体制の方向性

を踏まえた意見交換を行う。

(4) 意見交換会のスケジュール等

区 分	時 期	テ ー マ
令和元年度	令和2年2月3日	▶ 県西地域の医療を取り巻く状況 ▶ 足柄上病院、小田原市立病院の方向性、 目指す姿など ▶ 2病院の連携について
令和2年度	令和2年8月6日	▶ 県西地域の医療提供体制について ▶ 公立2病院の機能と連携の方向性について ▶ 意見交換
	9月～3月	2病院の機能分担、連携について
令和3年度以降～		地域における効率的な医療資源の活用などを はじめ、2040年を見据えた長期的な視点か らの検討

2 2病院による協定の締結

2病院が緊密に連携及び協力を目的とする基本協定を締結することで合意し、次のとおり協定締結式を実施した。

- (1) 日 時 令和2年10月26日（月） 午前10時30分～午前10時45分
- (2) 会 場 神奈川県新庁舎5階
- (3) 出席者 神奈川県知事、小田原市長、神奈川県立病院機構理事長
- (4) 協定書 別紙のとおり

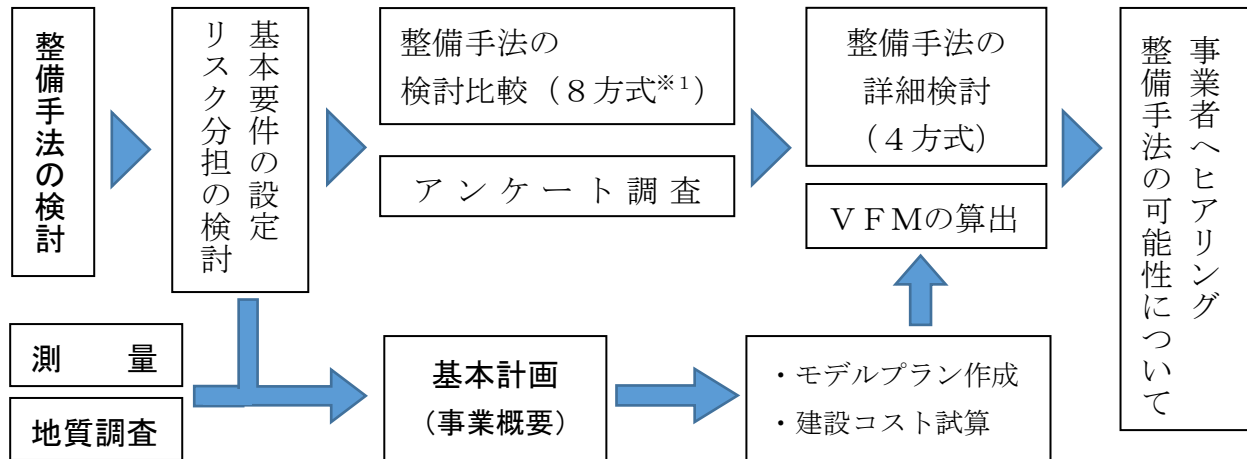
学校給食センター整備事業について

1 経過

小田原市学校給食センターは、昭和 47 年 7 月竣工から 48 年が経過しており、老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっていることから、令和元年にまとめた小田原市学校給食センター整備基本構想に基づき、「安全で安心なおいしい学校給食の提供」や「財政縮減効果と効率性の発揮」に資する民間活力導入の可能性について、整備手法検討業務委託を実施した。

令和 2 年 7 月に業務委託の報告書が提出された。その成果と「契約の適正な履行が確保できる範囲内において、市内企業の受注機会の確保に努める」という市全体の方針を踏まえ、整備手法の検討を行った。

2 業務委託の概要



※1 従来、DB+O、DBO、PFI（BTO、BOT）、リース、民設民営、デリバリーの 8 方式

3 整備手法の詳細検討（4方式） 概要版 P18、20

項目	従来方式	DB+O方式	DBO方式	PFI(BTO)方式
総事業費（千円）	5,486,902	5,426,009	5,182,848	5,278,405
財政縮減効果（VFM）	基準	1.11%	5.54%	3.8%
給食調理開始時期	令和6年9月	令和6年9月	令和6年9月	令和6年9月

※総事業費は建設費と調理運営費を含む 15 年間の総額（用地費、既存物件の除却費は除く。）

【コンサルタントによる検討結果】 概要版 P22

定性的評価（財政負担、サービス水準の向上、事務負担の軽減）及び定量的評価（VFMの試算）から、DBOまたはPFI（BTO）方式が適している。

4 ヒアリングの実施 概要版 P23

市内の建設企業、調理運営企業、厨房機器企業を対象に、次の2点を要件とするDBO方式とした場合の事業参画可能性をヒアリングした。

- (1) 建設については、市内の建設企業を含む事業グループで参画すること。
- (2) 基本構想で示した事業費による事業の成立

5 ヒアリングの主な結果 概要版 P23

- (1) 市内の建設企業
 - ア 有力な調理運営企業のグループと組めなかった場合は、事業提案に参加しない。
 - イ 地元企業でできる規模、内容であれば従来方式で実施する方が良い。
- (2) 調理運営企業
 - ア 市が提示した事業内容（調理・運営費）では、事業提案に参加するのは難しい。
 - イ 市内の建設企業が参加することが必須条件であると、限られた市内の有力建設企業とグループが組めなかった場合は、事業提案に参加しない。
 - ウ 市内の建設企業を参加させることを要件とするのではなく、建設においてはJVを要件とし、地域貢献の配点を高くする等、間口を狭めない方が、事業提案に参加するグループが多くなり、事業として成立する可能性が高くなる。
 - エ 同時期に全国的に同種案件が多くあることから、募集条件により事業提案に参加しない可能性がある。
- (3) 厨房機器企業
 - ア 市外の建設企業とのJVも視野に入れる方が良い。
 - イ 参画にはノウハウや他都市での事例（実績）が必要である。

6 検討結果

学校給食センターの整備手法としては、**調理運營業務(O)を除いた設計(D)と施工(B)を一括して発注するDB方式**とする。

項目	従来方式	DB+O方式	DBO方式	PFI(BTO)方式	DB方式
設計・施工一括発注による調理運営がし易い施設整備	△	○	○	○	○
市内建設企業の参画	○	○	△	△	○
市内調理企業の参画の可能性	○	×	×	×	○

7 今後の予定

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業者公募・選定		R3.9 公告 ● →				
設計業務			→			
建設工事				→		
調理企業選定				→		
調理・運營業務				R6.9 給食提供開始	→	→

小田原市学校給食センター整備手法検討業務委託

報告書（概要版）

令和2年 7月

日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

目次

1 小田原市の学校給食調理場の現状と課題	- 2 -
1-1 小田原市の給食の実施	- 2 -
1-2 既存学校給食センターの現状	- 2 -
2 新学校給食センター整備事業概要	- 3 -
2-1 基本的な考え方と整備方針	- 3 -
(1) 新学校給食センターに対する基本的な考え方	- 3 -
(2) 新学校給食センターの整備・運営方針	- 3 -
2-2 新学校給食センターの施設概要	- 4 -
(1) 基本条件	- 4 -
(2) 諸室等の要件	- 5 -
(3) 献立方式と食器・食缶	- 6 -
(4) モデルプランの設定	- 7 -
3 事業手法の検討	- 10 -
3-1 事業範囲	- 10 -
3-2 事業期間	- 10 -
3-3 事業形態	- 11 -
3-4 事業手法のスクリーニング	- 11 -
(1) 導入が考えられる事業手法の整理	- 11 -
(2) 事業手法の比較	- 12 -
(3) 検討対象とする事業手法の抽出	- 13 -
3-5 リスク分担	- 13 -
4 VFMの計算	- 16 -
4-1 PFI方式等導入による費用削減効果	- 16 -
4-2 概算事業費の算出	- 17 -
4-3 VFM算定結果	- 18 -
5 民間事業者の意向調査	- 19 -
6 事業スケジュール	- 20 -

7 総合評価	- 21 -
7-1 事業手法の定性的評価	- 21 -
(1) 市の財政負担削減・平準化	- 21 -
(2) サービス水準の向上	- 21 -
(3) 職員の事務負担の軽減	- 22 -
7-2 民活手法の導入による課題	- 22 -
7-3 事業手法の定量的評価	- 22 -
7-4 総合評価	- 22 -
8 市の現状及び民間事業者の意向を踏まえた事業スキームの詳細検討	- 23 -
8-1 事業方式の条件設定	- 23 -
8-2 概算事業費の設定	- 23 -
8-3 市場調査結果	- 23 -
8-4 まとめ	- 24 -

はじめに

小田原市の学校給食は、昭和22年3月から小学校8校で味噌汁またはミルクの補食給食の実施、昭和26年2月から完全給食（コッペパンを主食に脱脂粉乳のミルクと副食）の実施をしており、現在、小学校25校、中学校11校、幼稚園2園に安心して安全な給食を提供しています。

現在では、市内に20箇所の単独調理場、4箇所の共同調理場（学校給食センター、橘学校給食共同調理場、国府津学校給食共同調理場、豊川学校給食共同調理場）があり、1日あたり合計で約15,000食の給食を提供しています。これらの給食施設は、古いものでは築年数にして50年以上、それ以外でも築30年を経過した施設が大半を占め、老朽化が進み、現在の「学校給食衛生管理基準」と照らし合わせると改善すべき点が多数あります。

これらの課題については、平成26年度に設置された「小田原市学校給食のあり方検討委員会」における議論の中でも指摘されており、これまで検討・調整を進めてまいりました。

給食施設全体の現況等を踏まえた上で、令和元年8月に「小田原市学校給食センター整備基本構想」を定め、中学校給食施設については、学校敷地への影響を最小限とし、かつ、将来の財政負担の軽減が見込める「共同調理場方式」で整備することとしました。

本業務は、新学校給食センターの整備・運営を検討するにあたり、当該事業に関して、民間資金等の活用による公共施設の整備等（以下、「PFI」という。）について調査するほか、様々な整備手法を比較検討し、最適な事業方式の選定を目的に実施しました。

なお、本書は概要版として再編したものです。

1 小田原市の学校給食調理場の現状と課題

1-1 小田原市の給食の実施

小田原市では、単独調理場方式及び共同調理場方式により、市内小中学校及び幼稚園に約15,000食／日の給食を提供しています。給食対象校の調理方式は表1-1に示すとおりで、各校の年間給食実施日数は、小学校184日、中学校179日、幼稚園169日となっています。

表1-1 給食対象校の調理方式

方式	対象校	
単独調理場方式 (小学校 20 校)	三の丸小学校、新玉小学校、足柄小学校、芦子小学校、大窪小学校、早川小学校、山王小学校、久野小学校、富水小学校、町田小学校、下府中小学校、桜井小学校、千代小学校、酒匂小学校、片浦小学校、曾我小学校、東富水小学校、矢作小学校、報徳小学校、富士見小学校	
共同調理場方式	学校給食センター (中学校 8 校)	城山中学校、白鷗中学校、白山中学校、鴨宮中学校、千代中学校、酒匂中学校、泉中学校、城北中学校
	橘学校給食共同調理場 (中学校 1 校、小学校 2 校、幼稚園 2 園)	橘中学校、前羽小学校、下中小学校、前羽幼稚園、下中幼稚園
	豊川学校給食共同調理場 (中学校 1 校、小学校 1 校)	城南中学校 豊川小学校
	国府津学校給食共同調理場 (中学校 1 校、小学校 2 校)	国府津中学校、国府津小学校、下曾我小学校

1-2 既存学校給食センターの現状

既存学校給食センターの諸元は表1-2に示すとおりです。

表1-2 学校給食センター諸元表

施設名称	所在地	建築年月	担当校	食数	敷地面積	建物面積	調理員
学校給食センター	飯泉 1,248 番地	昭和 47 年 7 月	中学校 8 校	3,859 食	3,106 m ²	1,503 m ²	直営

既存学校給食センターにおける課題は以下のとおりです。

- ア： 施設及び設備の老朽化
 - ・経年 48 年目を迎え著しく老朽化しており、改修工事を適宜実施していても外壁の剥落等の劣化に歯止めがかからない状態です。
 - ・給食を提供している状態では、夏季休業期間を含めても大規模な改修工事の期間が確保できない状況です。
- イ： 安全・衛生の確保
 - ・ドライ運用をしていますが、学校給食衛生管理基準が求める望ましい水準を満たしているとは言えない状況です。
 - ・高度な衛生管理を行うためには、「学校給食衛生管理基準」及び食品衛生管理の国際基準である HACCP に対応すること等が必要です。
- ウ： アレルギーの対応
 - ・全ての子どもに平等に安全でおいしい給食を提供していくために、新学校給食センターの整備での検討が必要です。
- エ： 食数減への対応
 - ・将来の児童生徒数は今後 30 年間で約 5,400 人が減少する見込みとなっており、将来の食数減少を踏まえた計画が必要です。

2 新学校給食センター整備事業概要

2-1 基本的な考え方と整備方針

(1) 新学校給食センターに対する基本的な考え方

前項の現状と課題を踏まえ、新学校給食センターに対する基本的な考え方を次のとおりとします。

※詳細は「小田原市給食センター整備基本構想」（令和元年8月）を参照

ア 安全で安心な学校給食の提供

イ 魅力ある学校給食の提供

ウ 食育の推進

エ 災害への対応

オ 財政負担の軽減

(2) 新学校給食センターの整備・運営方針

基本的な考え方を踏まえ、整備・運営方針を下記のとおり設定します。

ア 「学校給食衛生管理基準」の遵守

イ 児童、生徒に必要な「食育」の推進

ウ 食物アレルギー対応食の実施

エ 適温かつ調理後2時間以内の給食提供

オ 単独調理場方式の良い部分をできる限り取り入れる

2-2 新学校給食センターの施設概要

(1) 基本条件

本施設に求める基本条件を表2-1に示します。

表2-1 新学校給食センター基本条件

提供能力	・最大3, 800食/日 (アレルギー対応献立を含む)
敷地概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市成田1111、1112 ・敷地面積 : 約4, 000㎡ ・敷地概況 : 既存建物あり ・地域・地区: 市街化区域、工業専用地域・建蔽率: 60%/容積率200% ・防火・準防火地域: 指定なし ・高度地区: 第5種高度地区 (高さ制限31m) ・景観計画: 景観計画区域内 (高さ12m延べ床面積1,000㎡以上の建物は届出必要) ・河川法: 河川保全区域 (河岸の法下から20mの部分) ※区域内で掘削行為等を行う場合は許可必要
献立数	1献立 (副食3品)
衛生管理	HACCP対応のドライシステムとする。
熱源	調理効率、ランニングコスト低減を前提とした事業者提案とする。
調理機器	提供給食数を供給可能な調理機器を設置する。
アレルギー食への対応	アレルギー対応調理室を設置 (食数は最大100食) 対応は表示義務食品 (7品目、卵・乳・小麦・エビ・カニ・そば・落花生)
食育	調理作業が見学できるスペース、会議室 (調理台1台) を設置
災害対応	災害時は、ライフラインが復旧し建物が使用可能となった時点で、炊き出しが行える施設とする。
残菜対応	残菜処理ができる施設を整備
排水基準	排水処理施設を設ける
駐車スペース	配送トラック、駐車台数20台 (最低確保台数)
駐輪スペース	バイク10台、自転車10台の20台程度が駐輪できるスペース 屋根付きが望ましい
外構	緑地 (緑化率6%)、植栽、囲障等 ※可能な限り周回通路を確保する建物配置計画及び外構計画とする。

(2) 諸室等の要件

諸室は、学校給食衛生管理基準に基づき配置し、概要は表2-2のとおり計画するものとします。

表2-2 諸室概要

区分	室名	主な設備
汚染作業区域	荷受室	プラットフォーム
	検収室	エアカーテン、台秤、作業台
	皮むき室	作業台、球根皮むき機（ピーラー）
	食品庫	作業台、ミキサー、冷蔵庫（野菜、果物、肉、魚、卵、調味料）物品棚、冷蔵庫、冷凍庫
	計量室	秤、作業台
	下処理室	シンク（肉・魚・卵類）・（野菜類）、作業台、調理台（移動式調理台を含む） 下処理用器具保管庫
	油庫	新油タンク、廃油タンク
非汚染作業区域	器具洗浄室	器具類洗浄機
	洗浄室 （重汚物特別洗浄室）	食器洗浄機、食缶洗浄機、コンテナ洗浄機、作業台
	残菜処理室	残菜処理機、計量台
	廃棄物庫	段ボール庫、空缶圧搾機
	風除室	移動ラック
	倉庫	物品棚
	上処理室 （上処理コーナー）	シンク付きスライサー、移動台
	調理室（煮炊き、焼物・揚物・蒸物）	【煮炊き】 回転釜、調理台、作業台、フードスライサー、フードカッター
	調理室（煮炊き、焼物・揚物・蒸物）	【焼物・揚物・蒸物】 揚げ物機、焼き物蒸し機（スチームコンベクションオープン）、可動式作業台、調理台、回転釜
	果物調理室 （果物調理コーナー）	可動式作業台、調理台、シンク
	アレルギー対応調理室	調理用コンロ、冷蔵庫、冷凍庫、作業台、調理台、オープンレンジ、 容器消毒保管庫、器具用消毒保管庫
	コンテナ室	コンテナ消毒機、食器・食缶等消毒保管庫
配送室	風除室、ドックシールド	
非汚染／	器具洗浄室	器具類洗浄機、器具用消毒保管庫
	前室	エアシャワー、殺菌庫、下足入れ、エプロン掛け
その他	食堂兼会議室	—
	調理従事者用更衣室	—
	調理従事者用休憩室	—
	調理従事者用トイレ	—
	物品倉庫	—
	市職員用事務室	—
	事業者用事務室	—
	事業者用通路	—
	配送員控室	—
	機械室・電気室・ボイラー室	—
	会議室	—
	見学通路等	—
	職員・来客者用トイレ	—
	多目的トイレ	—
	洗濯・乾燥室 （洗濯機、乾燥機、消毒機）	—

(3) 献立方式と食器・食缶

新学校給食センターで調理する給食は、1献立、副食3品とし、週3回の米飯給食を行います。

アレルギー対応食は、アレルギー食対応専用調理室を設け、特定原材料7品目（卵・乳・小麦・エビ・カニ・そば・落花生）の除去食を提供します。最大提供食数は、100人とします。

食器は表2-3に示すものを用いての給食提供を想定しています。アレルギー対応食については、「アレルギー専用の共用容器」と「食器（アレルギー共用）（一般食と色違いの食器など）」を個人用バッグに入れて配送します。

食缶は表2-4に示すものを想定しています。

表2-3 想定する食器

品名	型式	寸法 (mm)	容量
飯椀	PEM-532E MVG 椀	144×59	510m l
汁椀	PEM-532E MVG 椀	144×59	510m l
深皿 (大) ※1	PNS-17E MVG 深皿	180×39	580m l
深皿 (中) ※2	PNS-19E MVG 深皿	200×38	700m l

※1 深皿 (大) はカレーライスやハヤシライスの時に使用

※2 上記以外のおかずの時に使用

表2-4 想定する食缶

品名	寸法 (mm)	容量	備考
汁食缶 (クリップ付)	295×275	12ℓ	断熱食缶
フライ食缶 (クリップ付)	390×320×130	9ℓ	断熱食缶
炒め物食缶 (クリップ付)	390×320×130	9ℓ	断熱食缶
果物食缶 (クリップ付)	278×270	10ℓ	断熱食缶

(4) モデルプランの設定

(1) から (3) を踏まえ、図2-1、図2-2、図2-3のとおりモデルプランを作成し、建設予定地内で建築可能であることを確認しました。

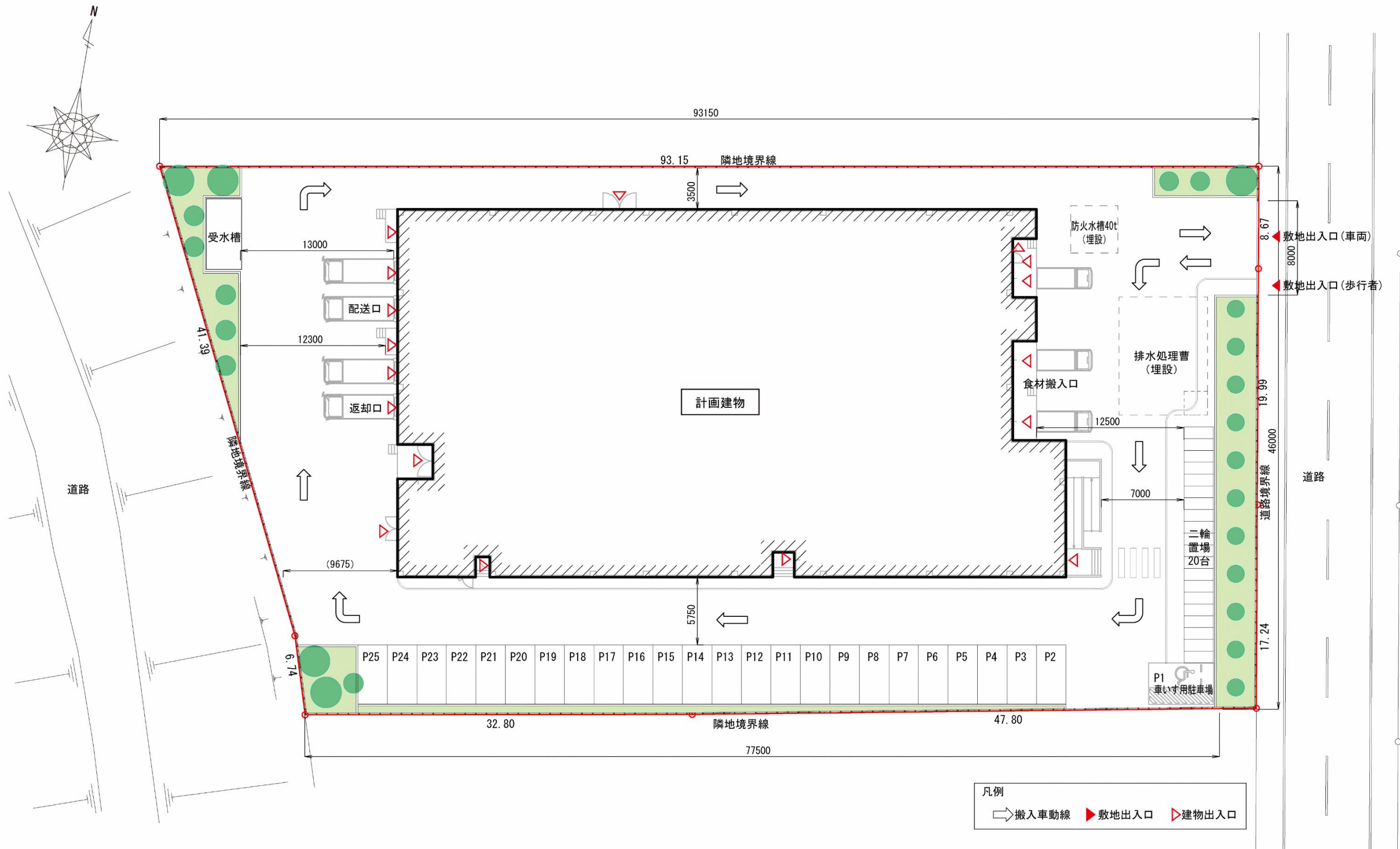


図2-1 配置図



図2-2 1階平面図 (S=1:200)

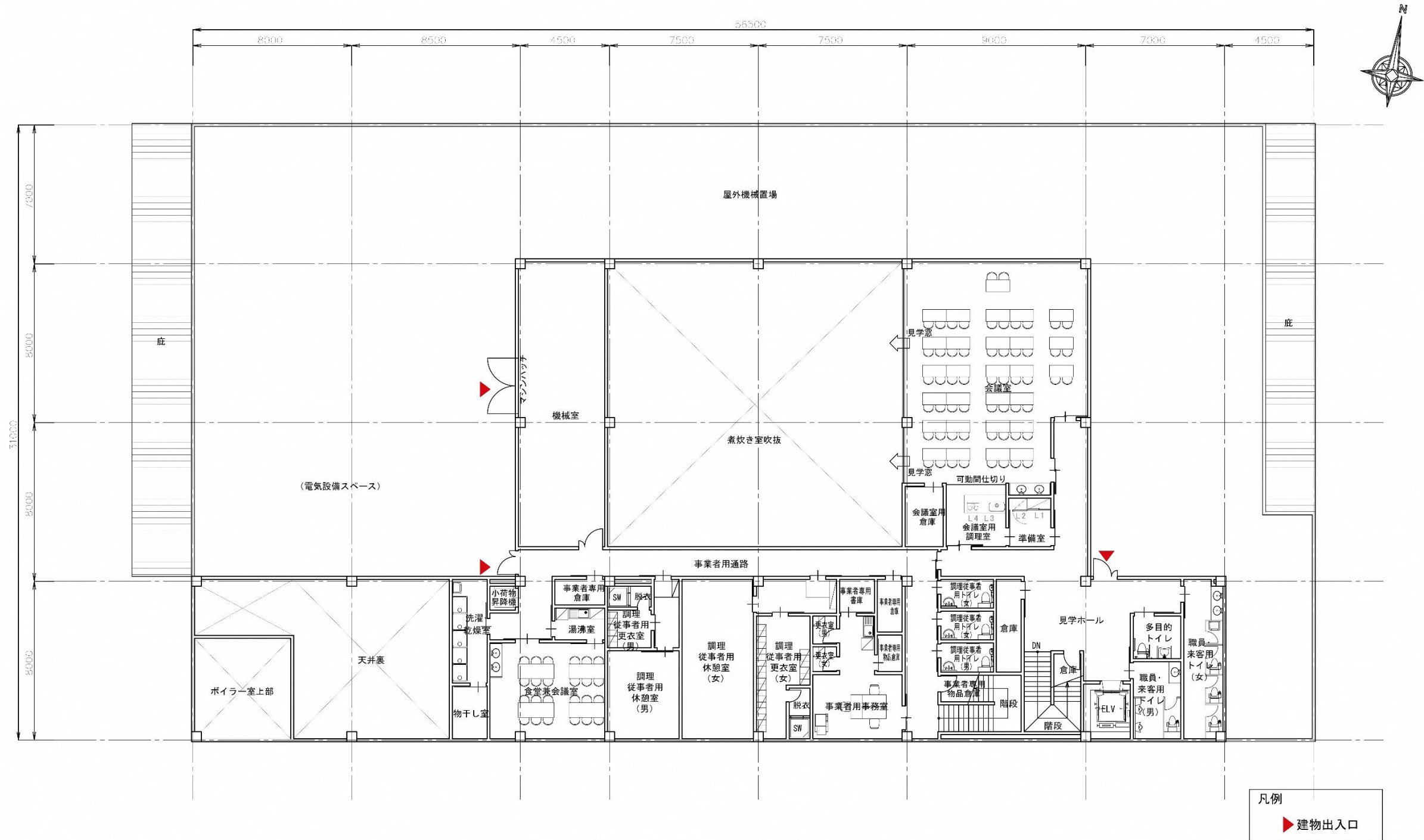


図 2-3 2 階平面図 (S=1:200)

3 事業手法の検討

3-1 事業範囲

事業範囲は、調理業務を含む既往学校給食センターPFI事業の多くと同様とし、表3-1のとおりとします。

表3-1 事業者と市の業務分担

	PFI事業者が実施する業務	市が実施する業務
施設整備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・調査業務及び関連業務 ・設計業務及び関連業務 ・建設業務及び関連業務 ・調理設備設置、食器・食缶調達業務 ・施設備品調達業務 ・工事管理業務 ・周辺家屋影響調査・対策 ・電波障害調査・対策 ・近隣対応・対策 ・所有権移転業務 ・上記各項目に伴う各種申請等業務 	<ul style="list-style-type: none"> ※対象校の配膳室の改修は市の業務
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物保守管理業務（修繕業務含む） ・建築設備保守管理業務（修繕業務含む） ・附帯施設保守管理業務（修繕業務含む） ・調理設備・食缶・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、施設備品の修繕更新を含む） ・清掃業務 ・警備業務 ・上記各項目に伴う各種申請等業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・食器・食缶更新
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・食材検収補助業務 ・調理業務（アレルギー対応食を含む） ・衛生管理業務 ・配送・回送業務 ・配膳業務 ・洗浄・残滓処理業務 ・残滓計量・記録業務 ・運営備品調達業務 ・開業準備業務 ・献立作成支援 ・食育支援業務 ・上記各項目に伴う各種申請等業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費負担 ・献立作成 ・食材調達 ・食材検収 ・食育 ・給食費の徴収管理 等 <p>※パン・牛乳については、学校へ直接搬入されるため、これらに係る配送等は、本事業の通常業務に含まない。</p>

3-2 事業期間

事業期間の設定にあたっては、次の点を勘案し、施設の稼働開始から維持管理・運営期間をおおむね15年と設定します。

3-3 事業形態

学校給食センター事業は、市が事業契約に基づきサービス購入料を民間事業者を支払う「サービス購入型」により実施することになります。このため、事業収益の変動リスクが高い独立採算型のPFI事業とは異なり、従来型事業と同様に安定的な事業運営が可能です。

3-4 事業手法のスクリーニング

(1) 導入が考えられる事業手法の整理

本事業において導入が考えられる事業手法は次のとおりです。

事業方式	資金調達	設計建設	維持管理	運営		施設の所有	
				調理	配送	運営中	事業終了後
①従来方式 (分離発注方式)	市	市	市※1 (委託)	市※1 (委託)	市※1 (委託)	市	
②DB+O方式	市	民間	市※1 (委託)	市※1 (委託)	市※1 (委託)	市	市
③DBO方式 (性能発注方式)	市	民間	民間	民間	民間	市	市
④PFI(BTO)方式	民間※2	民間	民間	民間	民間	市	市
⑤PFI(BOT)方式	民間※2	民間	民間	民間	民間	民間	市
⑥リース方式	民間	民間	民間	市※1 (委託)	市※1 (委託)	民間	市※3
⑦民設民営方式	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間
⑧デリバリー方式	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間

※1 維持管理・調理・配送業務については、民間事業者へ委託することも可能

※2 市側の裁量により、民間資金以外に市債を活用することも可能

※3 所有権移転ファイナンスリースの場合

(2) 事業手法の比較

本事業の実施にあたり、(1)の事業手法について比較検討を行うと次表のとおりです。

表3-2 事業方式比較

比較項目	①従来方式(分離発注方式)	②DB+O方式	③DBO方式	④PFI(BTO)方式	⑤PFI(BOT)方式	⑥リース方式	⑦民設民営方式	⑧PFI方式(ランプレックス)
発注・契約方式	・仕様発注 ・分離発注、契約 ・単発/単年度/複数年契約	・性能発注(設計・建設) ・設計・施工一括契約 ・単発/単年度/複数年契約(維持管理・運営)	・性能発注 ・一括発注 ・長期契約	・性能発注 ・一括発注 ・長期契約	・性能発注 ・一括発注 ・長期契約	・性能発注(設計・建設) ・一括発注 ・メンテナンス付きリース ・調理は別途複数年契約	・性能発注 ・一括発注 ・長期契約	・性能発注 ・一括発注 ・複数年(10年の事例あり) ・選択制の採用が容易
補助金の活用	・学校施設環境改善交付金の活用可 (◎)	・学校施設環境改善交付金の活用可 (◎)	・学校施設環境改善交付金の活用可 (◎)	・学校施設環境改善交付金の活用可 (◎)	・事業期間終了後(市への施設引渡し後)、学校施設環境改善交付金の適用可 (△)	・学校施設環境改善交付金の活用不可 (×)	・学校施設環境改善交付金の活用不可 (×)	・学校施設環境改善交付金の活用不可 (×)
一体的業務発注による業務費の削減	・分離発注なので、包括的業務実施による効率化を期待することが困難である (×)	・設計と施工の一括発注により、施設整備費の削減が期待できる (△)	・維持管理・運営業務まで含めたグループによる業務実施により効率化が期待できる (○)	・維持管理・運営業務まで含めた包括的な契約に基づく業務実施により事業全体の効率化が期待できる (◎)	・維持管理・運営業務まで含めた包括的な契約に基づく業務実施により事業全体の効率化が期待できる (◎)	・維持管理業務まで含めた包括的な業務実施により効率化が期待できる (○)	・維持管理・運営業務まで含めた包括的な契約に基づく業務実施により事業全体の効率化が期待できる (◎)	・維持管理業務まで含めた包括的な業務実施により効率化が期待できる (○)
長期契約による維持管理・運営費の削減	・民間への委託は、大部分の契約が単発又は単年度契約となる (×)	・長期包括委託契約とすることができ、期間は3~5年程度であり、効果は限定的 (△)	・15年間程度の長期契約とすることが多く、効率化が期待できる (◎)	・15年間程度の長期契約とすることが多く、効率化が期待できる (◎)	・15年間程度の長期契約とすることが多く、効率化が期待できる (◎)	・長期包括委託契約とすることができ、期間は3~5年程度であり、効果は限定的 (△)	・長期契約とすることが多く、効率化が期待できる (◎)	・契約期間は3~5年程度(長くて10年)であり、効果は限定的 (△)
租税負担(固定資産税、都市計画税、不動産取得税等)	・租税負担なし (○)	・租税負担なし (○)	・租税負担なし (○)	・租税負担なし (○)	・事業期間中は民間が所有するため租税負担あり(ただし固都税は市税収入となる) (×)	・民間が所有するため租税負担あり(ただし固都税は市税収入となる) (×)	・民間が所有するため租税負担あり(ただし固都税は市税収入となる) (×)	・民間が所有するため租税負担あり(ただし固都税は市税収入となる) (×)
資金調達コスト及び事業会社設立等費用	・民間金利より低金利の起債の活用が可能 (◎)	・民間金利より低金利の起債を活用可能 (◎)	・民間金利より低金利の起債を活用可能 (◎)	・プロジェクトファイナンスによる民間金利と金融組成費を負担 ・事業会社設立・維持費を負担 (○)	・プロジェクトファイナンスによる民間金利と金融組成費を負担 ・事業会社設立・維持費を負担 (○)	・リース手数料(利回り)の負担は大きい (×)	・民設民営の民間資金調達金利は、PFI方式よりも金利負担が大きいと想定される (△)	・民設民営の民間資金調達金利は、PFI方式よりも金利負担が大きいと想定される (△)
市財政負担の平準化	・施設整備費は、起債である程度の平準化が可能 ・運営段階の平準化は不可 (×)	・施設整備費は、起債である程度の平準化が可能 ・運営段階の平準化は不可 (×)	・施設整備費は、起債である程度の平準化が可能 (△)	・民間資金調達による財政負担平準化が可能 ・市の実情により、起債を活用し平準化も可能 (◎)	・民間資金調達による財政負担平準化が可能 (◎)	・施設整備費をリース料の形で分割払い ・契約解除時には一括負担 (○)	・初期投資を含めた分割払いが可能 (◎)	・事業開始時点で、初期投資の負担が不要 (◎)
リスク管理/分担	・市がリスクに対応 ・民間委託する業務については、民間企業は従属的立場で対応 (△)	・設計・施工時の一部リスクが民間に移転 ・運営期間中は市がリスクに対応 (△)	・一部リスクを民間に移転し、民間の創意工夫を期待する ・契約がDBとOに分かれるため、基本契約で管理を要する ・倒産隔離できないケースあり (△)	・リスク分担によって一部リスクを民間に移転し、民間の創意工夫を期待する (◎)	・BOT方式より多くのリスクを民間に移転し、民間からより一層の創意工夫を期待する ・市の所有権がないことが、管理面での不安材料となる (○)	・リース会社の倒産ケースでは、契約内容により事業継続できない(倒産隔離できない) (△)	・民間事業者の経営状況に事業の継続性が影響を受けるなど、市がリスク管理できない(倒産隔離できない) (×)	・民間事業者の経営状況に事業の継続性が影響を受けるなど、市がリスク管理できない(倒産隔離できない) (×)
調理運営業務に対する市の関与の割合	・市が調理方法や安全管理方法を調理員に直接指導できる(民間委託の場合は会社経由) (◎)	・市職員が常駐し調理方法や安全管理方法を指示できる (○)	・市職員が常駐し、長期契約に基づき運営企業を通じて調理方法等を指示できる (○)	・市職員が常駐し、長期契約に基づきSPCを通じて調理方法等を指示できる (○)	・市職員が常駐し、長期契約に基づきSPCを通じて調理方法等を指示できる (○)	・市職員が常駐し調理方法や安全管理方法を指示できる (○)	・市職員は常駐せず、市の関与は小さい (×)	・市職員は常駐せず、市の関与は小さい (×)
金融機関等による財務モニタリング※	・金融機関による財務モニタリングはない (×)	・金融機関による財務モニタリングはない (×)	・金融機関による財務モニタリングはない (×)	・金融機関による財務モニタリングが可能 (○)	・金融機関による財務モニタリングが可能 (○)	・リース企業による財務モニタリング (△)	・金融機関による財務モニタリングはない (×)	・金融機関による財務モニタリングはない (×)
施設の維持管理	・公共施設としての長期的な視点で維持管理が可能 (△)	・公共施設としての長期的な視点で維持管理が可能 (△)	・民間事業者のノウハウ活用により予防保全など効率的に維持管理を行いやすい (◎)	・民間事業者のノウハウ活用により予防保全など効率的に維持管理を行いやすい (◎)	・民間事業者のノウハウ活用により予防保全など効率的に維持管理を行いやすい (◎)	・メンテナンス付きリースであっても、施設は民間所有のため、市の関与は限定的となる (△)	・民間が施設を所有、管理するため、施設・設備の維持管理で市の関与は限定的となる (×)	・民間が施設を所有、管理するため、施設・設備面で市の関与が困難と考えられる (×)
供用開始までの手続き・スケジュール等	・各業務の発注・入札・選定手続き等に日数、事務負担が必要 (○)	・一括発注であり、設計着手から着工までの事務負担は軽減される (◎)	・PFI方式と同様の手続き、スケジュールが多い (△)	・PFI法に基づく手続きに時間等を要する (△)	・PFI法に基づく手続きに時間等を要する (△)	・手続き期間が短い (◎)	・手続き期間が短い ・特殊な発注条件となるので、検討が必要 (○)	・手続き期間が短い ・特殊な発注条件となるので、検討が必要 (○)
供用開始後の市職員の事務負担等	・各業務の発注・入札・選定手続き等に日数、事務負担が必要 (×)	・3~5年ごとに業者募集手続き等に日数、事務負担が必要 (△)	・一括発注であり、契約後の事務負担は軽減される ・モニタリング等が必要 (○)	・一括発注であり、契約後の事務負担は軽減される ・モニタリング等が必要 (○)	・一括発注であり、契約後の事務負担は軽減される ・モニタリング等が必要 (○)	・市職員の事務負担は軽減される (◎)	・市職員の事務負担は軽減される (◎)	・市職員の事務負担は軽減される (◎)
県栄養士の派遣	・可能 (◎)	・可能 (◎)	・可能 (◎)	・可能 (◎)	・可能 (◎)	・可能 (◎)	・不可 (×)	・不可 (×)

※ 財務モニタリング：民間事業者に融資をする金融機関が事業の進捗状況、財務状況をチェックし、助言するなど継続的にモニタリングすること(リース方式の場合はリース会社の財務会計分野の専門家によるモニタリングも想定される。)

(3) 検討対象とする事業手法の抽出

前項までの検討を踏まえ、補助金の活用が可能である次の4つの事業方式を詳細検討の対象として選びます。

- ①従来方式
- ②DB+O方式
- ③DBO方式
- ④PFI(BTO)方式

従来方式以外の事業方式の抽出に係る考え方は以下のとおりです。

1) DB+O方式は、DBO方式と比較的類似点が多い事業方式です。本事業は、運営会社を予め決定する状況にはなく、DBO方式の方が本事業により適した方式であると考えられます。したがって、DB+O方式ではなく、近年、同種事業での採用実績も多いDBO方式を候補として選択することが好ましいと考えられます。

2) PFI(BOT)方式は、PFI(BTO)方式と類似性の高い事業方式です。学校給食センター事業は基本的にサービス購入型で利用料金収入のない事業であり、PFI(BOT)方式を採用し施設を所有することによる民間事業者の創意工夫への効果は限定的です。また、PFI(BOT)方式は事業終了後に所有権が移転されるため、補助金の交付に関するリスクがあります。加えて、PFI(BOT)方式は、起債の活用ができないこと、また、不動産取得税等の税負担や、それに伴う資金調達額と利払いの増加により、市の財政負担が大きくなります。したがって、PFI(BOT)方式ではなく、PFI(BTO)方式を候補とします。

3) リース方式は、交付金を活用できず、また民間金利の負担が大きいため、基本構想段階の検討においても、市の財政負担が従来方式よりも増えるという試算結果が報告されています。したがって、リース方式の採用は好ましくないと考えられます。

4) 民設民営方式とデリバリー方式は、交付金を活用できません。また、事業リスクの管理や施設、設備の管理面で、市による十分な関与が困難であり、他の事業方式と比較して課題があると考えられます。学校給食事業の安全・安心については、市が最終的な責任を取るという点においても、民設民営方式・デリバリー方式の採用は好ましくないと考えられます。

5) 上記により、財政縮減効果が図られ、効率性が発揮できる事業方式としては、PFI(BTO)方式、DBO方式が候補として挙げられますが、安全で安心な美味しい学校給食の提供が第一の目的であることから、PFI(BTO)方式、DBO方式においてその目的が達成できない場合は、DB+O方式が候補として挙げられます。

3-5 リスク分担

想定されるリスクを抽出し、官民のリスク分担を表3-3、表3-4のとおり設定します。

表 3-3 リスク分担表（1）

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
共通	政策転換リスク		1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
	制度 関連 リスク	法令リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
			3	上記以外のもの		●
			4	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
		5	その他の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更）		●	
		許認可取得リスク	6	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの）	●	
			7	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外）		●
		社会 リスク	住民対応リスク	8	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●
	9			上記以外のもの（事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの）		●
	環境保全リスク		10	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
	第三者賠償リスク		11	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
			12	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償		●
	債務 不履行 リスク	市の責によるもの	13	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
		事業者の責によるもの	14	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
			15	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
	不可抗力リスク		16	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
			17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●
	物価変動リスク		18	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●
			19	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●	●
	要求水準未達リスク		20	要求水準の不適合に関するもの		●
	入札説明書リスク		21	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	入札リスク		22	入札費用の負担に関するもの		●
	契約締結リスク		23	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	●※1	●※1
資金調達リスク		24	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●		
		25	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●	
設計・ 建設 段階	設計・ 調査 リスク	調査リスク	26	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
			27	上記以外の測量、調査に起因するリスク	●	●
		設計リスク	28	市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）	●	
	29		上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）		●	
	建設 リスク	発注者責任リスク	30	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
			31	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
		用地リスク	32	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			33	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く）	●	
			34	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（上記を除く）		●
	工事遅延・未完工 リスク	35	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●		
		36	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●	
	工事費増大リスク		37	市の指示による工事費の増大に関するもの	●	
			38	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
	工事監理リスク		39	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
	施設損傷リスク		40	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの		帰責事由による
	什器備品等調達・納品遅延リスク		41	市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●	
		42	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●	

表 3-4 リスク分担表（2）

維持管理・運営段階	コストリスク	43	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
		44	事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
	技術革新リスク	45	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用	●	
		46	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		●
	契約不適合リスク	47	民法に定める契約不適合に係る時効までに見つかったことに関するもの		●
		48	民法に定める契約不適合に係る時効を過ぎて見つかったことに関するもの	●※2	
	施設の性能維持リスク	49	事業期間中における施設の性能確保に関するもの		●
	施設損傷リスク	50	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
		51	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による	
		52	第三者（本件施設の利用者を含む）による施設の損傷※3	●※3	●※3
	修繕費コストリスク	53	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●
	事故リスク	54	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●	
		55	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
	給食数増減リスク (需要変動リスク)	56	市の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担	●	
		57	生徒数の減少に伴い給食数の減少による運営業務自体の収益の増減	△※4	●
		58	食べ残し等による残渣の変動	帰責事由による	
	異物混入リスク (食中毒リスク)	59	市実施の食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等	●	
		60	学校内での配膳及び市が実施する配膳における異物混入等	●	
		61	事業者が実施する配膳業務における異物混入等		●
		62	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	●	
		63	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
		64	調理時における加熱等が不十分に起因する異常		●
		65	調理、配送、学校配膳室業務における異物混入等		●
	アレルギー対応リスク	66	・アレルギー生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、代替食対応時の献立作成ミス等による発症 ・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●	
		67	・調理段階における禁忌物質の混入による発症 ・配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症		●
		68	・収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症 ・アレルギー生徒の個人情報の流失	帰責事由による	
	配送及び配膳遅延リスク	69	市の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担	●	
70		事業者の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担		●	
運搬費用増大リスク	71	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加など)		●	
食器等破損リスク	72	食器等の破損に関するもの	帰責事由による		
残渣処理リスク	73	残渣の給食センターまでの搬送及びその計量		●	
	74	給食センターから処理施設までの搬送		●	
	75	学校における残渣の分別	帰責事由による		
事業終了段階	事業の中途終了リスク	76	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
		77	事業者の債務不履行に起因する契約の解除（一部解除を含む）		●
事業終了段階	施設の性能確保リスク	78	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
	移管手続きリスク	79	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

※1：契約が結ばない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

※2：当該瑕疵について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※3：事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※4：事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする。

4 VFMの計算

4-1 PFI方式等導入による費用削減効果

官民連携手法を導入した場合の事業費（PFI-LCC）は、従来方式で本事業を実施した場合に想定される事業費（PSC）と比べ削減されます。この官民連携手法で実施した場合のコストの削減効果、削減率として表します。

削減率について、PFI事業が始まった当初は、20%程度の値を設定することが多かったのですが、近年の建設需要による物価上昇、人材確保による価格高騰などから、5~15%程度の削減率とすることが多くなっています。

本調査では施設整備費及び維持管理・運営費に関して、従来型発注方式の場合の費用と、PFI方式を導入する場合の費用を、それぞれ見積りや事例データなどを用いて設定します。維持管理・運営業務については、従来方式の業務委託内容は民活手法導入時の業務内容と差異があることも考慮します。表4-1にPFI方式の場合に設定する削減率を示します。

なお、DBO方式についても同様の条件として算定します。DB+O方式については施設整備段階で運営業務を行う事業者の意見が反映しにくく、また、運営段階においても事業者の創意工夫が発揮しづらいことから、表4-1の（ ）内の数値を削減率として設定します。

表4-1 削減率の設定

	項目	削減率	設定理由
施設整備費	設計費 工事監理費	10% (5%)	包括契約や事前提案、設計と建設の一体的整備により、建設事業者との意思の疎通が容易となる等、業務の省力化が期待できるため。
	工事費	10% (5%)	建設に配慮した設計の実施、性能発注による民間事業者のノウハウ活用により工事費の削減が期待できるため。
維持管理・運営費	維持管理費	10%	包括契約や性能発注により維持管理を考慮した計画がされること、長期契約により安定した業務受注が可能のため営業経費等の削減効果が期待できるため。
	運営費	10% (2%)	効率的な運営を考慮した計画、長期契約によるノウハウ活用により運営費の削減が期待できるため。

4-2 概算事業費の算出

VFM計算に際して必要な事業費について、既往給食センターのPFI等の事例や民間事業者からの見積を参考に、表4-2のとおり算出しました。なお、運営費のうち事業者の事業範囲外とする光熱水費、残渣・廃棄物処分費（運搬費）はVFMの計算には含まないこととします。

表4-2 概算事業費一覧

① 施設整備費								
	PSC(従来型)	DB+O-LCC	削減率	DBO-LCC	削減率	PFI(BTO)-LCC	削減率	根拠
事前調査費・各種申請費等	1,000 千円	950 千円	95%	900 千円	90%	900 千円	90%	既往事例
設計・監理費	49,700 千円	47,215 千円	95%	44,730 千円	90%	44,730 千円	90%	既往事例
解体工事費	79,700 千円	75,715 千円	95%	71,730 千円	90%	71,730 千円	90%	既往事例
工事費	1,208,300 千円	1,147,885 千円	95%	1,087,470 千円	90%	1,087,470 千円	90%	既往事例
厨房設備整備費	473,900 千円	473,900 千円	100%	426,510 千円	90%	426,510 千円	90%	民間事業者見積
食缶調達費	35,000 千円	35,000 千円	100%	31,500 千円	90%	31,500 千円	90%	民間事業者見積
食器調達費	15,000 千円	15,000 千円	100%	13,500 千円	90%	13,500 千円	90%	民間事業者見積
その他調理備品調達費	21,100 千円	21,100 千円	100%	18,990 千円	90%	18,990 千円	90%	民間事業者見積
事務備品費	9,800 千円	9,800 千円	100%	8,820 千円	90%	8,820 千円	90%	既往事例
計	1,893,500 千円	1,826,565 千円		1,704,150 千円		1,704,150 千円		

② 開業費								
	PSC(従来型)	DB+O-LCC	削減率	DBO-LCC	削減率	PFI(BTO)-LCC	削減率	根拠
SPC設立費用(民間)、金融組成費	—	—	—	—	—	15,000 千円	—	既往事例
SPC又はコンソーシアムの管理費	—	—	—	18,000 千円	—	18,000 千円	—	既往事例
法律等のアドバイザー費(民間)	—	—	—	12,000 千円	—	12,000 千円	—	既往事例
公共側アドバイザー費、整備モニタリング費	—	12,000 千円	—	37,000 千円	—	39,000 千円	—	既往事例
計	0 千円	12,000 千円		67,000 千円		84,000 千円		

③ 開業準備費								
	PSC(従来型)	DB+O-LCC	削減率	DBO-LCC	削減率	PFI(BTO)-LCC	削減率	根拠
開業準備費	24,021 千円	24,021 千円	—	22,004 千円	—	22,004 千円	—	食器食缶更新費を除く2ヶ月分を想定し、実勢値を考慮し0.7掛け
計	24,021 千円	24,021 千円		22,004 千円		22,004 千円		

④ 維持管理費(事業期間:14年7ヵ月)								
	PSC(従来型)	DB+O-LCC	削減率	DBO-LCC	削減率	PFI(BTO)-LCC	削減率	根拠
建物保守管理、清掃、警備業務費	189,583 千円	189,583 千円	100%	170,625 千円	90%	170,625 千円	90%	既往事例
建物修繕費	100,590 千円	100,590 千円	100%	90,531 千円	90%	90,532 千円	90%	既往事例
厨房機器修繕・更新費	133,087 千円	133,087 千円	100%	119,778 千円	90%	119,753 千円	90%	既往事例
食器更新費	15,000 千円	15,000 千円	100%	15,000 千円	100%	15,000 千円	100%	調達費と同額
食缶更新費	35,000 千円	35,000 千円	100%	35,000 千円	100%	35,000 千円	100%	調達費と同額
その他調理備品更新費	71,072 千円	71,072 千円	100%	63,965 千円	90%	63,965 千円	90%	既往事例
計	544,332 千円	544,332 千円		494,899 千円		494,874 千円		

⑤ 運営費(事業期間:14年7ヵ月)								
	PSC(委託)	DB+O-LCC	削減率	DBO-LCC	削減率	PFI(BTO)-LCC	削減率	根拠
人件費	1,548,259 千円	1,548,259 千円	100%	1,421,871 千円	90%	1,421,871 千円	90%	民間事業者見積
光熱水費	450,625 千円	450,625 千円	100%	450,625 千円	100%	450,625 千円	100%	民間事業者見積
残渣処理費	50,821 千円	50,821 千円	100%	46,673 千円	90%	46,673 千円	90%	民間事業者見積
残渣・廃棄物処分費(運搬含む)	30,625 千円	30,625 千円	100%	30,625 千円	100%	30,625 千円	100%	市の実績(H30)
その他管理費及び消耗品等	304,884 千円	304,884 千円	100%	279,996 千円	90%	279,996 千円	90%	民間事業者見積
配膳業務費	374,756 千円	374,756 千円	100%	344,164 千円	90%	344,164 千円	90%	民間事業者見積
配送費	344,590 千円	344,590 千円	100%	316,457 千円	90%	316,457 千円	90%	民間事業者見積
計	3,104,560 千円	3,104,560 千円		2,890,411 千円		2,890,411 千円		

⑥ その他費用								
	PSC(従来型)	DB+O-LCC	削減率	DBO-LCC	削減率	PFI(BTO)-LCC	削減率	根拠
管理運営モニタリング費	—	—	—	2,000 千円	—	2,000 千円	—	既往事例
SPC・コンソーシアム管理費用(民間)	—	—	—	70,000 千円	—	87,500 千円	—	既往事例
保険料(民間)	—	—	—	21,875 千円	—	21,875 千円	—	既往事例
計	0 千円	0 千円		93,875 千円		111,375 千円		

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある

4-3 VFM算定結果

本事業にPFI方式等を導入することによる約15年間（14年7ヵ月）の事業期間を通しての市の財政負担削減額は表4-3に示すとおりです。

最も市の財政負担削減額が大きいのはSPCを設立しないDBO方式で、実施金額ベースで3.0億円となりました。現在価値ベースでは2.8億円の削減となり、VFMは5.6%と算出されました。PFI（BTO）方式の場合は、実施金額ベースで2.1億円、現在価値ベースでは2.2億円の財政負担削減となり、VFMは4.5%と計算されます。

なお、先行同種事業と同種の提案内容を仮定すると、安定的な運営や借入金返済余力などを表すP-IRR、E-IRR、DSCR、LLCRについては、いずれも指標値以上となります。

表4-3 VFM計算結果（千円）

事業方式		PSC(委託方式)		DB+O方式	
項目	費目	実施金額	現在価値	実施金額	現在価値
収入	受取法人税	0	0	0	0
	受取消費税	55,937	51,779	55,200	51,068
	交付金	196,292	189,810	196,292	189,810
	起債	1,212,100	1,172,075	1,212,100	1,172,075
	小計(A)	1,464,329	1,413,664	1,463,592	1,412,953
支出	サービス対価①(施設整備費等相当)	-	-	-	-
	施設整備費	1,893,500	1,840,891	1,826,565	1,775,671
	建中金利	-	-	-	-
	アドバイザー費、管理費、金融組成費、SPC設立費等	-	-	-	-
	サービス対価②(割賦利息)	-	-	-	-
	サービス対価③(維持管理・運営費相当)	-	-	-	-
	支払利息(SPC借入金金利-割賦金利)	-	-	-	-
	維持管理費	494,332	447,753	494,332	447,753
	給食運営費	2,623,310	2,389,400	2,623,310	2,389,400
	開業準備費	24,021	23,227	24,021	23,227
	保険	-	-	-	-
	民間事業者管理費	-	-	-	-
	損益(税引後)	-	-	-	-
	法人税	-	-	-	-
	アドバイザー費用、モニタリング費用	-	-	12,000	11,900
	食器食缶更新費(市負担)	50,000	45,590	50,000	45,590
	起債償還/(元本分)	1,212,100	1,069,595	1,212,100	1,069,595
	起債(利息分)	145,452	133,287	145,452	133,287
	支払消費税	508,516	474,686	501,823	468,164
	リスク調整	-	-	-	-
小計(B)	6,951,230	6,424,429	6,889,602	6,364,586	
合計(B)-(A)	5,486,902	5,010,765	5,426,009	4,951,633	
VFM(千円)【消費税含む】				60,892	59,132
VFM(%)				1.11%	1.18%

事業方式		DBO方式		DBO方式(SPC設立)		PFI(BTO)方式	
項目	費目	実施金額	現在価値	実施金額	現在価値	実施金額	現在価値
収入	受取法人税	0	0	0	0	3,306	3,001
	受取消費税	53,030	48,988	53,327	49,256	53,542	49,154
	交付金	196,292	189,810	196,292	189,810	196,292	189,810
	起債	1,076,200	1,040,663	1,076,200	1,040,663	1,076,200	1,040,663
	小計(A)	1,325,522	1,279,461	1,325,819	1,279,729	1,329,340	1,282,628
支出	サービス対価①(施設整備費等相当)	1,734,150	1,677,770	1,734,150	1,677,770	1,751,547	1,666,257
	施設整備費	1,704,150	-	1,704,150	-	1,704,150	-
	建中金利	-	-	-	-	2,397	-
	アドバイザー費、管理費、金融組成費、SPC設立費等	30,000	-	30,000	-	45,000	-
	サービス対価②(割賦利息)	-	-	-	-	48,172	44,767
	サービス対価③(維持管理・運営費相当)	2,999,783	2,731,278	3,026,785	2,755,869	3,026,934	2,756,005
	支払利息(SPC借入金金利-割賦金利)	-	-	-	-	-2,017	-
	維持管理費	444,899	-	444,899	-	444,899	-
	給食運営費	2,409,159	-	2,409,159	-	2,409,159	-
	開業準備費	22,004	-	22,004	-	22,004	-
	保険	21,875	-	21,875	-	21,875	-
	民間事業者管理費	70,000	-	87,500	-	87,500	-
	損益(税引後)	21,506	-	20,538	-	25,804	-
	法人税	10,340	-	15,220	-	17,710	-
	アドバイザー費用、モニタリング費用	37,000	36,345	37,000	36,345	39,000	38,328
	食器食缶更新費(市負担)	50,000	45,590	50,000	45,590	50,000	45,590
	起債償還/(元本分)	1,076,200	949,672	1,076,200	949,672	1,076,200	949,672
	起債(利息分)	129,144	118,343	129,144	118,343	129,144	118,343
	支払消費税	482,093	449,098	484,794	451,557	486,748	450,618
	リスク調整	-	-	-	-	-	-
小計(B)	6,508,370	6,008,096	6,538,073	6,035,146	6,607,745	6,069,580	
合計(B)-(A)	5,182,848	4,728,635	5,212,253	4,755,418	5,278,405	4,786,952	
VFM(千円)【消費税含む】		304,054	282,130	274,648	255,347	208,497	223,813
VFM(%)		5.54%	5.63%	5.01%	5.10%	3.80%	4.47%

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある

5 民間事業者の意向調査

現段階で想定される事業スキームについて、事業の妥当性や民間事業者の参画意欲を確認するために、先行同種事業の参画実績がある民間事業者や市内事業者等を中心に意向調査を実施しました。

本事業への参画可能性を4段階（関心がある、条件が整えば参画を検討したい、現時点ではどちらともいえない、現時点では関心がない）で聞いたところ、図5-1のとおり、多数の事業者が関心がある状況が伺えました。ただし、実際の事業参画可否は、他市の同種事業の募集状況や時期、本事業の詳細条件・内容により検討するため、民間事業者との対話を継続していく必要があります。

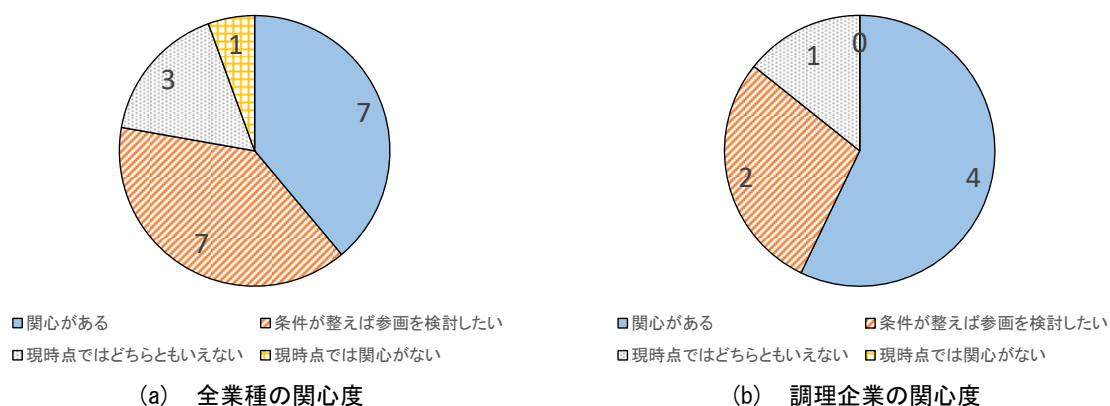


図5-1 本事業への参画可能性（関心度）

7 総合評価

7-1 事業手法の定性的評価

「3-4 事業手法のスクリーニング」に示すとおり、本事業の事業方式として導入が考えられる方式として、次の4方式について検討しました。

- ①従来方式
- ②DB+O方式
- ③DBO方式
- ④PFI（BTO）方式

従来方式と比較して、②～④の民活手法の導入によって期待される効果等は次に示すとおりです。

(1) 市の財政負担削減・平準化

DB+O方式では、設計施工一括契約により施設整備費の削減がある程度図れ、起債によって施設整備費の平準化が可能です。ただし、運営においては別契約で、施設整備段階で運営者の意向が反映されにくいいため、費用削減効果が限定的となります。

DBO方式では、設計・施工・運営・維持管理を一括で長期包括的に企業グループに請け負わせることで、効率的な施設整備や運営による財政負担削減効果が図れます。施設整備費は、起債によって平準化が可能となります。

PFI（BTO）方式では、DBO方式と同様に性能発注・一括での長期契約による財政負担削減が図れます。しかし、本事業は調理食数が3,800食で学校給食施設としては規模が大きいことから、SPC設立・管理費等によりコスト削減メリットが出にくい場合があります。

(2) サービス水準の向上

①リスク管理と分担

DB+O方式では、設計・施工期間の一部のリスクを民間に移転することが可能ですが、運営期間中は市がリスクに対応することになります。

DBO方式では、一部リスクを民間に移転し、創意工夫によって効率的に管理することを期待できます。ただし、複数契約となるため、基本契約で明確に管理することが求められます。

PFI（BTO）方式では、DBO方式と同様に、一部リスクを民間に移転し、創意工夫によって効率的に管理することを期待できます。市との契約はSPCに一本化されるため、SPC内の責任分担を明確にしておく必要があります。

②施設・設備の維持管理

DB+O方式では、維持管理は従来方式と同様に市が行うこととなり、公共施設としての長期的な視点で維持管理が可能である一方、民間事業者の創意工夫の発揮が難しいため、効率的な維持管理業務が行えない可能性があります。

DBO方式、PFI方式においては、あらかじめ維持管理・運営段階を見据えた施設・設備の整備が行われていることに加えて、長期的に維持管理業者のノウハウを活用し予防保全など、効率的に維持管理を行うことが可能です。また、突発的な修繕が発生した場合等にも迅速な対応が期待できます。

③調理サービス水準の維持・向上

DBO方式、PFI方式については、要求水準の達成が契約条件となるため、調理サービス水準の長期にわたる維持が期待できます。また、民間事業者にとっては、業務の継続性・安全性が確保されるため、事業者が蓄積されたノウハウにより、さらなるサービスの向上が期待できます。

(3) 職員の事務負担の軽減

DB+O方式では、維持管理・調理業者は3～5年ごとに事業者募集手続きを行うことになり、従来方式と比較すると、多少事務手続きの負担は軽減されます。

DBO方式、PFI方式では、長期・一括契約となることから、日常的な修繕発注業務などの事務手続きの多くが民間事業者の役割となります。これに伴い、市職員の事務負担が軽減され、他の市民サービスに取り組む時間が創出可能です。

7-2 民活手法の導入による課題

①事業内容の硬直性（変更困難）

民活手法のデメリットとして、契約内容の業務内容を予め規定することから、運営期間中の柔軟な変更には制約が生じることが挙げられます。これらについて、協議等により柔軟に変更・見直しが可能となるような契約規定とすることが重要です。

本事業の検討においては、生徒数が減少する中で、提供食数を開業当初の約3,800食に維持する計画としており、対象校の追加変更が生じる場合の条件等を明確に整理する必要があります。

②地元企業の活用や雇用に係る不安

民活手法の導入は、全国展開する大手企業が業務を独占し、地元企業が事業に参画できないと危惧する意見があります。しかしながら、次に示すような方策を採ることで、課題を解消することが可能であると考えられます。

- ・要求水準書への記載
地元企業（県内企業・市内企業等）活用を求める方針を示す。
- ・落札者決定基準の加点（性能審査）項目の工夫
評価項目に「地元貢献」を設け、配点を高くする。
- ・地元企業との交渉経緯の確認
地元企業活用の取組が事業者提案のとおり実施されているか確認するため、交渉記録提出を求める。
- ・参加グループと地元企業のマッチング施策
事業参画を希望する地元企業がリストに登録し（事前エントリー制度）、当該リストを入札参加予定事業者グループに開示する。

③保護者の抱く不安

保護者等から給食調理の民間委託や大量調理に伴う安全性への懸念が示される場合があります。こうした不安は、民活手法の導入よりも、民間委託やセンター方式という運営方式に対する不安であると考えられ、保護者の不安を丁寧に解消していく必要があります。

DBO方式やPFI方式の導入にあたっては、市によるモニタリングが事業の仕組みに埋め込まれるため、適切にモニタリングを行うことにより安全性を向上することが可能です。

7-3 事業手法の定量的評価

本事業において、最も財政削減額が大きいのはSPCを設立しないDBO方式で、実施金額ベースで3.0億円となりました。現在価値ベースでは2.8億円の削減額となり、VFMは5.6%と算出されました。

7-4 総合評価

従来方式と比較して、DBO方式とPFI（BTO）方式は本事業に適しています。この2つの事業手法は、定性的評価と定量的評価の総合評価で拮抗しています。

最も財政削減額が大きいのは、SPCを設立しないDBO方式です。しかしながら、PFI（BTO）方式が定性的に優れると考えられる、事業マネジメントや財務モニタリングについて、VFMの差額の約5,600万円（現在価値ベース、約300万円/年）以上の価値があると考えられる場合は、PFI（BTO）方式の選択も考えられます。

8 市の現状及び民間事業者の意向を踏まえた事業スキームの詳細検討

8-1 事業方式の条件設定

前項までの検討と市内業者の活用方針を踏まえ、本事業について事業方式の詳細検討を行い、次の事業方式の条件での参画可能性について、民間事業者に詳細ヒアリングを実施することとしました。

- ・ DBO方式（SPC設立無し）での実施と仮定する
- ・ B（建設）は市内企業を活用する

8-2 概算事業費の設定

市場調査の実施にあたっては、4-2に示した概算事業費ではなく、基本構想で設定した概算事業費を踏まえて表8-1のとおり見直し、民間事業者に詳細ヒアリングを実施することとしました。

表8-1 概算事業費の見直し

4-2における概算事業費(単位:千円 税抜)				
事業方式	PSC(従来型)	DB+O	DBO	PFI(BTO)
総事業費	5,566,413	5,511,478	5,272,339	5,306,815
整備費	1,917,521	1,862,586	1,793,154	1,810,154
維持管理運営費	3,648,892	3,648,892	3,479,185	3,496,661

見直し後の概算事業費(単位:千円 税抜)				
事業方式	PSC(従来型)	DB+O	DBO	PFI(BTO)
総事業費	4,520,068	4,469,118	4,325,465	4,359,965
整備費	1,837,821	1,786,871	1,721,424	1,738,424
維持管理運営費	2,682,247	2,682,247	2,604,041	2,621,541

※用地関係費（解体工事を含む）は市の業務範囲とし、対象業務外とする

※維持管理運営費のうち学校配膳室業務費は対象業務外とする

※運営費は別途市で取得した見積等を基に見直したものとする

8-3 市場調査結果

8-1、8-2を市の提示条件とし、本事業への民間事業者の参画意欲の詳細を把握することを目的に、調理企業5社、建設企業2社、厨房機器企業5社にヒアリングを実施した結果のまとめを表8-2に示します。

表8-2 本事業における参画意欲と条件に対する意見

企業名	市の提示条件での参画意欲と主な意見
調理企業A	×
調理企業B	×
調理企業C	×
調理企業D	×
調理企業E	×
建設企業A	○
建設企業B	△
厨房機器企業A	△
厨房機器企業B	△
厨房機器企業C	△
厨房機器企業D	△
厨房機器企業E	△

○：市の提示条件による参画が可能、△：場合により参画が可能、×：参画は難しい

8-4 まとめ

本事業に適していると考えられたDBO方式において市内建設企業の活用を条件としたことに対し、民間事業者の多くは、建設企業に同種事業の実績が無いこと等による事業費低減の難しさや、参画可能な市内建設企業の数が少ないことによるコンソーシアムの組成の難しさを課題にあげました。

また、市内建設企業の中にも、全国系の異業種企業とのコンソーシアム組成へのハードルの高さや、JVとなって地元への還元が見込めないことへの懸念などを課題としてあげる企業が存在しました。DBO方式で本事業を進める場合には、複数の企業グループの参画によって生まれる競争原理による事業費低減や、より良い提案内容に期待する観点から、市内企業を含む建設企業の参画要件の検討や、採用の評価基準の明確化が課題となると考えられます。

さらに、基本構想で設定した概算事業費を踏まえて見直した概算事業費では、採算性の観点から参画が難しいとの意見が多数ありました。本事業の計画時期と同時期に、複数の他自治体で同種の学校給食センター事業の公募が行われるという情報もあり、今後の要求水準内容及び設定予算次第では、参画グループが現れない可能性もあることから、慎重に検討を進める必要があります。

小田原市学校施設中長期整備計画（案）について

I 計画の位置付け

(1) 国の求める「学校施設の個別施設計画」としての位置付け

国が平成 25 年 11 月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、文部科学省は、令和 2 年度末までに学校施設の個別施設計画（長寿命化計画）を策定することを地方公共団体に要請するとともに、学校施設環境改善交付金の事業採択の要件とした。

(2) 市の学校施設の「中長期整備計画」としての位置付け

平成 26 年 2 月に策定した「学校施設整備基本方針」に基づき、平成 30 年度に策定した「公共施設再編基本計画」との整合を図った上で「学校施設の中長期整備計画」として策定

II 計画（案）の概要

第 1 章 背景・目的等（本編 P. 2～）

目 的	本市の教育環境の目指すべき姿と学校施設整備の基本的な考え方を示す
計 画 期 間	令和 3 年度（2021 年度）～令和 42 年度（2060 年度）（40 年間）
計画対象施設	本市が保有する学校施設 46 施設 105 棟 (小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、学校給食共同調理場)

第 2 章 教育環境の目指すべき姿（本編 P. 5）

1 学習・生活環境の充実	(児童・生徒が安心して学び、有意義な学校生活を送ることができるような環境づくり)
2 地域との連携の充実	(学校教育活動を支える地域コミュニティの活動の場としての機能向上)
3 望ましい規模の維持	(一定の望ましい学校規模の維持)

第 3 章 学校施設の現状と課題（本編 P. 6～）

対象施設の現況と躯体及び躯体以外の劣化状況、児童・生徒等及び学級数の推計、工事請負費及び修繕費の推移と投資可能額の検討等を踏まえ、文部科学省の方針に基づくコストシミュレーション（パターン 1：改築型、パターン 2：長寿命化型）を実施

第4章 学校施設整備の基本方針（本編 P. 18～）

現状や課題を踏まえ、より良い教育環境を子どもたちが将来にわたって可能な限り公平に享受できるよう、「教育環境の充実」と「持続可能な整備・保全」の2つを学校施設整備の基本方針として設定

1 教育環境の充実に向けた基本方針

- (1) 安全・安心な学校づくり（防犯や安全性に配慮した施設整備）
- (2) 多様な学習形態に対応する学習空間づくり（変化に対応できる柔軟性のある教室づくり）
- (3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- (4) 環境への配慮（省エネルギー化、自然エネルギーや再生可能エネルギーの利用等）
- (5) 地域とのつながりを育てる施設づくり（複合・多機能化、避難所機能の強化）

2 持続可能な整備・保全に向けた基本方針

- (1) 適正規模の維持と学校施設の最適化
学校施設の将来的な再編、地域ごとの適正配置を検討
→近接する他の公共施設との複合化・多機能化等も含め、地域コミュニティの充実に繋がるよう努める。
- (2) 改築と長寿命化改修の組合せによる整備コストの平準化
新耐震基準の建物は長寿命化、旧耐震基準の建物は改築を原則とする。
- (3) メンテナンスサイクルの確立による計画的な保全
適切な点検・調査により老朽化状況を把握しながら、修繕・更新の時期を見極める
「状態監視保全」を基本とする。

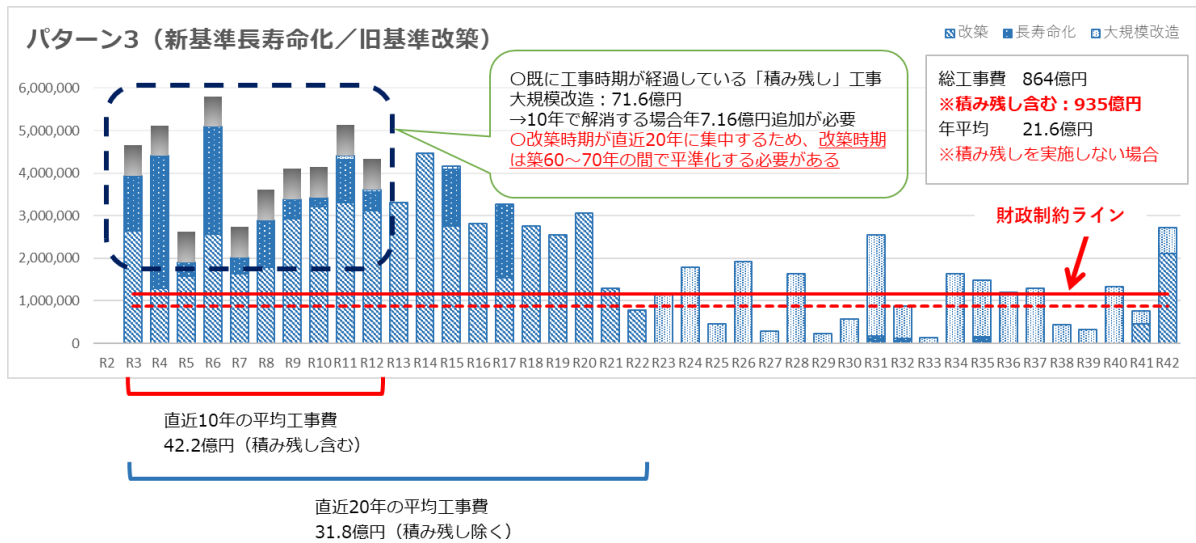
3 個別に検討すべき事項

幼稚園、給食施設、プールの今後の整備の考え方を示した。

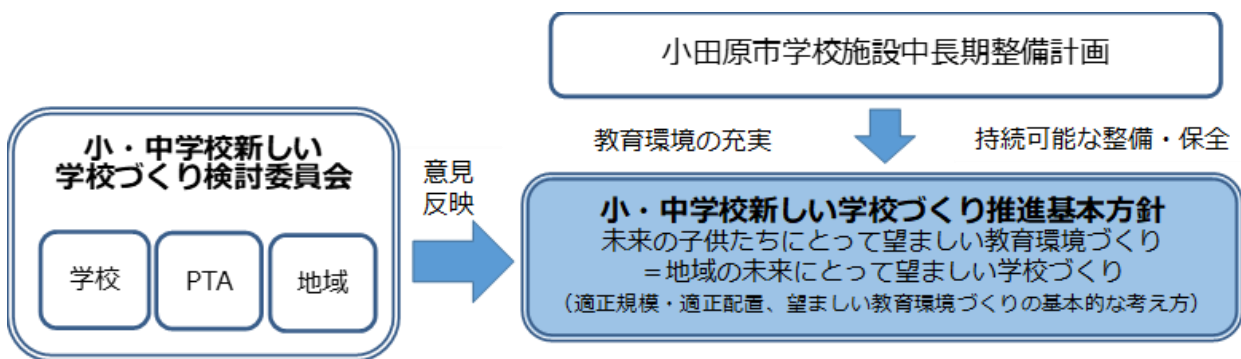
第5章 今後の取組方針（本編 P. 22～）

基本方針を踏まえたコストシミュレーションを行い、今後の取組方針として、新しい学校づくり推進の事業フレームと今後5年間の実施計画をまとめた。

1 基本方針を踏まえたコストシミュレーション



2 今後の取組方針



R2	R3	R4	R5
<p>市内検討</p> <p>■ 12月 計画公表</p>		<p>新しい学校づくり推進基本方針等の策定・検討</p> <p>■ 検討委員会設置</p>	
<p>【主な検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正規模・適正配置の検討 ・ 未来の子どもたちにとって望ましい教育環境づくりの基本的な考え方 ・ 地域単位の配置計画、他の公共施設との複合化可能性 ・ 新しい学校に求められる機能、諸室配置の基本的な水準 			

3 今後5年間の実施計画

改築・長寿命化の実施年次については、新しい学校づくり推進基本方針等の策定、検討を経た上で、本計画の次回の計画見直し時に定める。その他の今後5年間の実施予定事業は下表のとおり。

	主な内容
①新しい学校づくり推進基本方針等の策定・検討	検討会の設置、アドバイザー委託
②学校給食センターの建替え	令和6年度（2024年度）の供用開始を目指す。
③劣化状況調査	外壁打診調査、新耐震基準・要調査の建物についての劣化状況調査等
④C・D評価の対応	躯体以外の劣化状況がC・D評価となっているものを中心に、部位修繕を行う。 屋上防水、外壁改修、電気設備（キュービクル等）、給排水設備（トイレ含む）の全面改修等
⑤教育的・社会的要請への対応	新たな教育的、社会的要請に対応するための諸整備 特別教室への空調設置、校舎・屋内運動場の照明LED化等
⑥焼却炉の解体・撤去	既に使用していない学校の小型焼却炉（計19基）について、ダイオキシン汚染防止の観点から早急に解体・撤去を行う。

第6章 計画の継続的運用方針（本編P.25）

計画の運用にあたっての推進体制やフォローアップの考え方などを示した。

III 今後の予定

令和2年12月 計画策定・公表（市ホームページ）

小田原市学校施設中長期整備計画（案）

（学校施設の個別施設計画）

令和 2 年 月

小田原市教育委員会

第1章	背景・目的等	2
1	背景・目的.....	2
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画期間.....	3
4	対象施設.....	4
第2章	教育環境の目指すべき姿	5
第3章	学校施設の現状と課題	6
1	施設保有状況.....	6
2	施設評価に基づく老朽化状況の整理.....	8
3	児童・生徒・学級数の推移と長期推計.....	11
4	学校施設の工事・修繕費の推移と投資可能額の検討.....	12
5	今後の施設整備に要するコストシミュレーション.....	14
第4章	学校施設整備の基本方針	18
1	教育環境の充実に向けた基本方針.....	18
2	持続可能な整備・保全に向けた基本方針.....	18
3	個別に検討すべき事項.....	20
第5章	今後の取組方針	22
1	基本方針を踏まえたコストシミュレーション.....	14
2	今後の取組方針.....	22
3	今後5年間の実施計画.....	23
第6章	計画の継続的運用方針	25
1	情報基盤の整備.....	25
2	推進体制等の整備.....	25
3	フォローアップ.....	25
巻末資料1	学校施設棟別情報一覧	26
巻末資料2	学校別学級数シミュレーション	28

第1章 背景・目的等

1 背景・目的

本市では、延床面積で約 58 万㎡を超える公共建築物を保有していますが、学校施設が最も多く、約 43.6%を占めています。学校施設は、その大半が昭和 40 年代から昭和 50 年代に、学齢期人口の増加に合わせ集中的に整備されており、そのため、7割を超える学校施設が築 40 年を経過し、老朽化が進行しています。

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては最も身近な公共施設であり、地域コミュニティの活動の場として、また、災害時には避難所としての役割も果たす非常に重要な施設です。人口減少に伴う児童・生徒数の減少が進展する中、ICTの活用やインクルーシブ教育システムの構築、さらには新型コロナウイルスへの対応など、複雑かつ多様化する教育施策や社会情勢に対応しつつ、未来を担う子どもたちへより良い教育環境を継続的に提供していく必要があります。

一方、厳しい財政状況の中で、老朽化による改修だけでなく、改築（建替え）も行っていく必要があることから、コストの縮減や予算の平準化等により、持続可能な整備・保全を推進していくことも求められます。

小田原市学校施設中長期整備計画（以下「本計画」という。）は、このような学校施設を取り巻く現状を踏まえ、本市の教育環境の目指すべき姿と今後の学校施設整備の基本的な考え方を示すものです。

2 計画の位置づけ

国が平成 25 年 11 月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、各インフラ管理者は、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設毎の長寿命化計画を策定することとなりました。また、文部科学省は平成 27 年 4 月に学校施設の長寿命化計画を策定する際の基本的な考え方や留意事項、計画に盛り込むべき事項や考え方などを解説した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（以下「手引」という。）」を作成するとともに、学校設置者に対して、令和 2 年度末までに学校施設の長寿命化計画を策定することを求めました。

一方、本市では、平成 26 年 2 月に「小田原市学校施設整備基本方針」を策定し、中長期的な改修や改築については、平成 28 年度末までに「中長期の整備計画」を策定した上で実施することとしていましたが、市の公共施設全体の適正配置に取り組むため、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて「小田原市公共施設再編基本計画」を策定することになったことから、「中長期の整備計画」については「小田原市公共施設再編基本計画」との整合を図った上で策定することとしました。

本計画は、「手引」に基づき、文部科学省が求める「学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）」として策定したものであり、本市における公共施設全体の管理方針等を定めた「市有施設の管理運営に係る基本方針（公共施設等総合管理計画）」、「小田原市公共建築物マネジメント基本計画」及び「小田原市公共施設再編基本計画」との整合も図りながら、本市の学校施設の「中長期の整備計画」としても位置付けるものです。

図1：インフラ長寿命化基本計画の体系（出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（文部科学省）」）

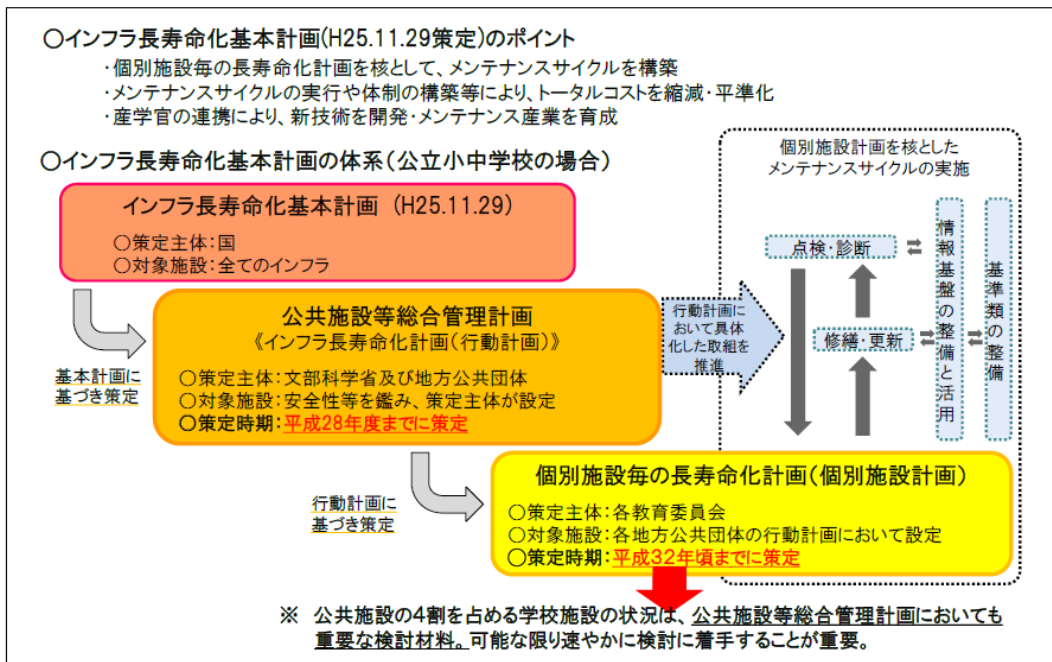
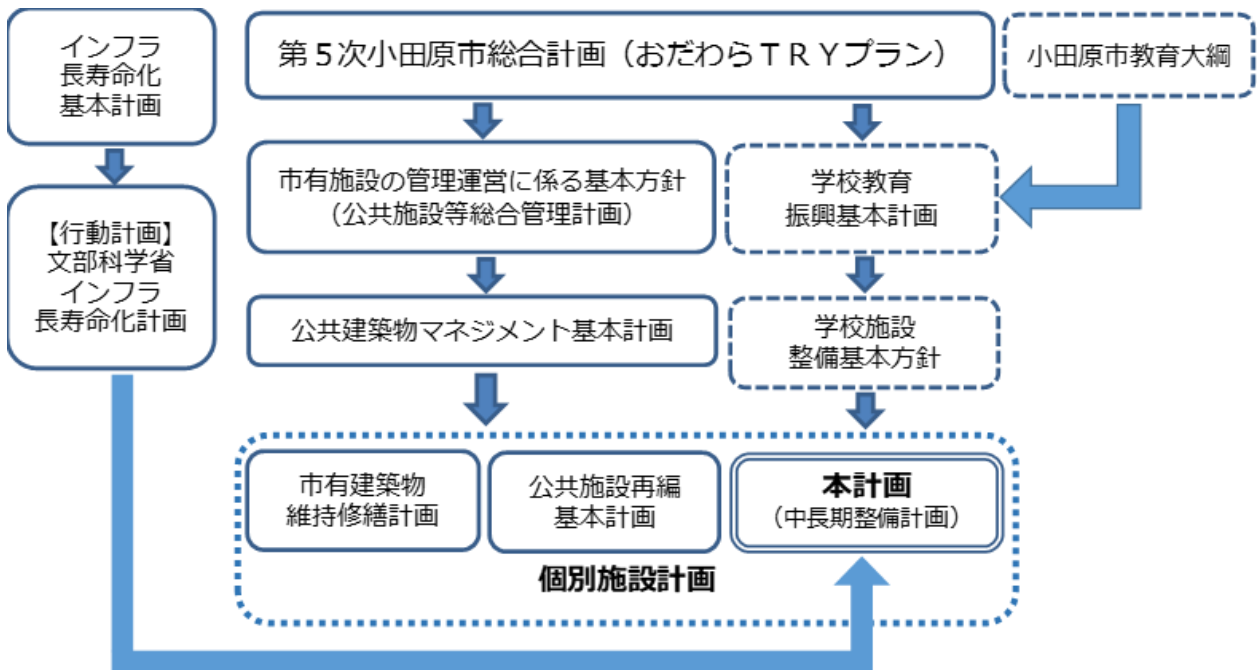


図2：小田原市の関連計画等の位置づけ



3 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和42年度（2060年度）までの40年間とし、原則として5年ごとを実施計画期間として、計画の見直しを行います。ただし、この期間内でも、本市の教育の在り方、児童・生徒数や社会経済情勢の変化、国の補助制度の動向等により、柔軟に計画を見直すこととします。

4 対象施設

本計画における対象施設は表1のとおりです。

本市が保有する学校施設（小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、学校給食共同調理場）46施設、105棟を対象とします。

表1：対象施設一覧

分類	対象施設数	対象棟数
小学校	25校	62棟
中学校	11校	35棟
幼稚園	6園	6棟
給食施設※	4施設	2棟
合計	46施設	105棟

※豊川学校給食共同調理場の棟は豊川小に、橘学校給食共同調理場の棟は下中小に含むため、給食施設の対象棟は学校給食センター、国府津学校給食共同調理場の2棟。

第2章 教育環境の目指すべき姿

「小田原市学校教育振興基本計画」では、以下の3つを基本目標として掲げています。

一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり
地域ぐるみで取り組む教育環境づくり
多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

この基本目標を実践できる教育環境として、1～3の目指すべき姿を設定しました。

1 学習・生活環境の充実

児童・生徒が安心して生き生きと学び、有意義な学校生活を送ることができるような教育環境づくりを目指します。

2 地域との連携の充実

学校・家庭・地域のネットワークを形成し、学校教育活動を支える地域コミュニティの活動の場としての機能向上を目指します。

3 望ましい規模の維持

児童・生徒が集団の中で多様な考えや人間関係に触れ、切磋琢磨して成長することができるよう、一定の望ましい学校規模の確保を目指します。

【参考：小・中学校の適正規模について】

文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によれば、学級数については小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされ、標準に達していない小・中学校については、適正規模に近づけるための統合等を検討する必要があるとされています。

適正規模に満たない小規模校の場合、きめ細かな指導ができる、人間関係が深まりやすいというメリットがある一方、クラス替えができないことによる人間関係の固定化や集団活動の制約、教職員の配置が少なくなることによる負担の増大や教職員間の連携不足、免許外指導教科が発生する等の課題が多くあることから、適正規模を維持することにより、学校運営面や教育面でのメリットを享受することができると考えられます。

第3章 学校施設の現状と課題

1 施設保有状況

本市が設置する学校施設数は、小学校 25 校、中学校 11 校、幼稚園 6 園、給食施設 4 施設の合計 46 施設で、延床面積は約 25.3 万㎡です。このうち、築 40 年を超える施設は 34 施設、築 50 年を超える施設は 18 施設となっています。

表 2：学校施設一覧

区分	地域	学校名	棟数	延床面積 (㎡)	建築年度※1 (和暦)	築年数 R2年基準	児童・ 生徒数	学級数 ※2
小学校	中央	三の丸	2	9,527	H7	25	595	21
		山王	2	4,555	S44	51	185	9
		町田	3	6,458	S41	54	300	13
		新玉	2	5,428	S39	56	178	8
		久野	2	5,297	S48	47	278	13
		足柄	2	6,832	S47	48	467	19
		芦子	3	8,194	S42	53	477	17
		大窪	2	7,357	H5	27	186	9
	早川	4	4,061	S38	57	158	8	
	富水・桜井	東富水	2	7,115	S44	51	444	20
		富水	4	9,486	S40	55	545	22
		報徳	4	5,718	S51	44	324	14
		桜井	3	7,438	S41	54	515	23
	川東南部	下府中	2	7,418	S53	42	330	16
		矢作	2	6,759	S47	48	519	21
		国府津	4	7,758	S44	51	524	21
		富士見	2	8,249	S59	36	512	20
		酒匂	2	7,488	S47	48	353	18
	川東北部	下曾我	2	6,281	H1	31	172	9
		豊川	2	7,201	S57	38	622	22
		曾我	2	4,560	S49	46	99	8
		千代	3	5,808	S44	51	515	20
	片浦	片浦	2	3,895	S57	38	90	8
橘	前羽	2	5,024	S61	34	141	8	
	下中	2	7,006	S56	39	288	15	
小学校計		25	62	164,913			8,817	382
中学校	中央	城山	3	8,302	S45	50	293	11
		白鷗	3	6,279	S35	60	298	12
		白山	5	9,176	S31	64	533	17
		城南	3	4,572	S37	58	176	8
	富水・桜井	泉	3	7,756	S41	54	541	18
		城北	2	8,070	S49	46	419	14
	川東南部	鴨宮	5	7,285	S35	60	540	18
		国府津	2	6,263	S55	40	307	11
		酒匂	3	9,076	S57	38	403	14
	川東北部	千代	3	7,981	S53	42	537	19
橘	橘	3	6,317	S41	54	251	12	
中学校計		11	35	81,077			4,298	154
幼稚園	富水・桜井	東富水	1	797	S45	50	49	2
		報徳	1	616	S53	42	32	2
	川東南部	酒匂	1	1,290	S47	48	65	3
		矢作	1	863	S48	47	59	3
	橘	前羽	1	499	S46	49	15	2
		下中	1	973	S52	43	16	2
幼稚園計		6	6	5,038			236	14
学校給食センター			1	1,494	S47	48	-	-
橘学校給食共同調理場		※3	0	0	S56	39	-	-
豊川学校給食共同調理場		※4	0	0	S57	38	-	-
国府津学校給食共同調理場			1	727	S61	34	-	-
給食施設計			4	2	2,221		-	-
総合計			46	105	253,249		13,351	550

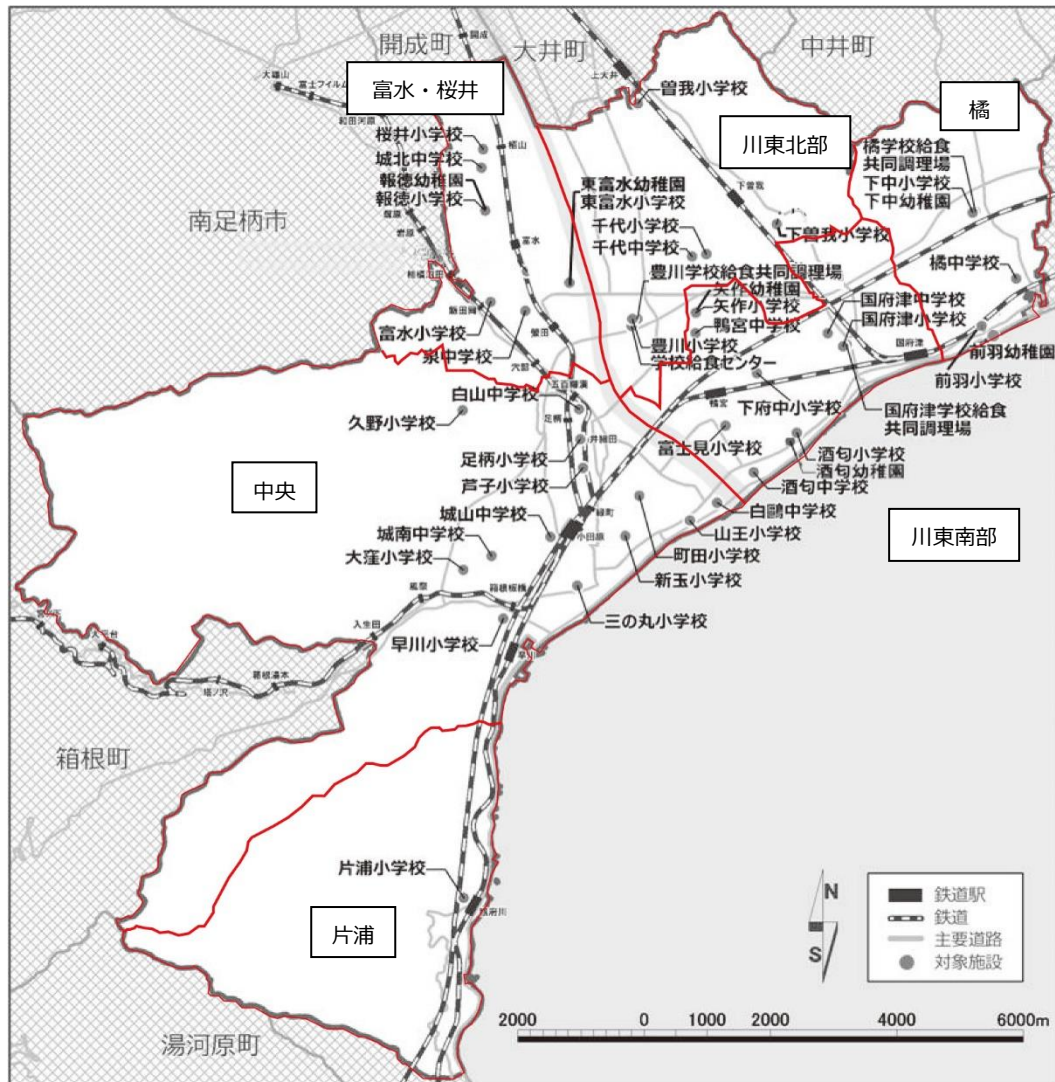
※1 小中学校は、校舎のうち最も古い棟の建築年度

※2 特別支援級を含む

※3 4 豊川学校給食共同調理場の棟は豊川小に、橘学校給食共同調理場の棟は下中小に含むため、延床面積は各校と一体表示。

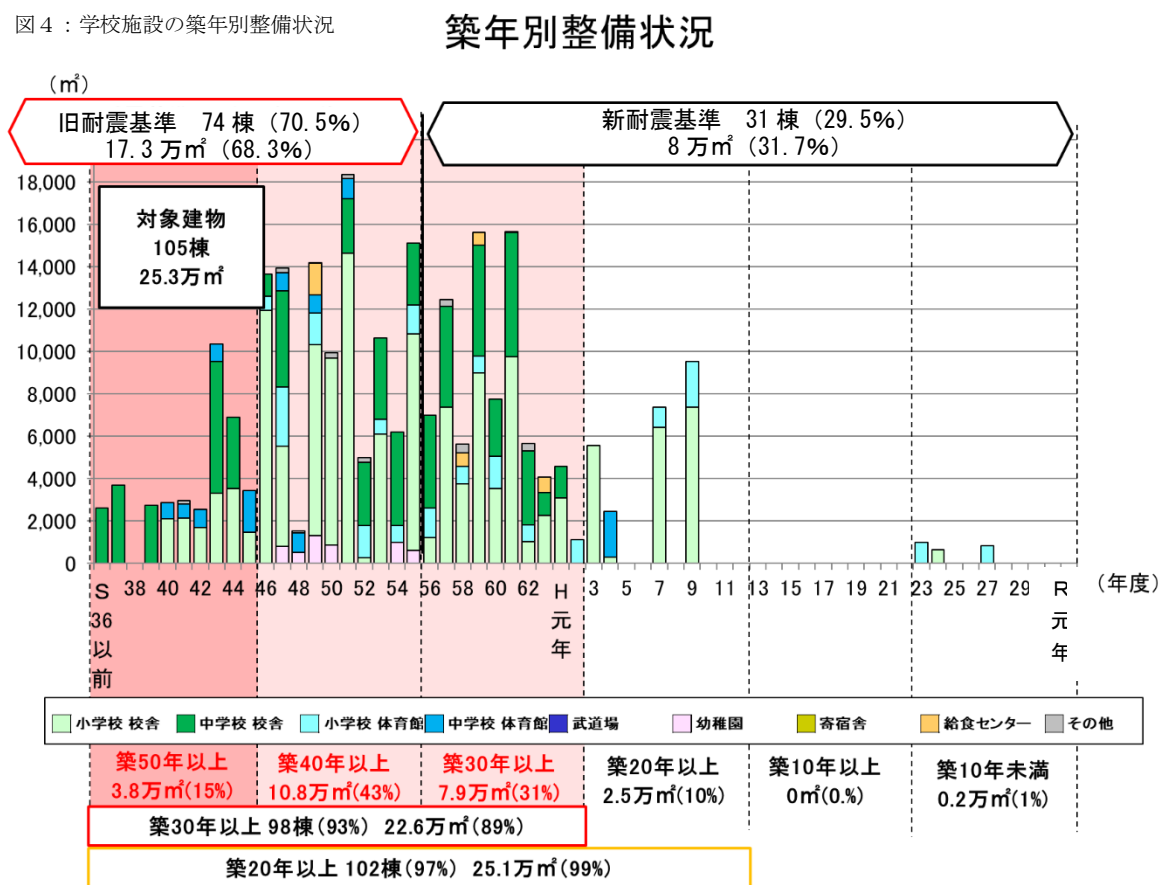
小・中学校の立地状況は図3のとおりで、中央地域、川東南部地域等に多く配置されています。

図3：学校施設分布図



棟単位での築年別整備状況（図4）によると、整備のピークは昭和43年から昭和62年の20年間で、この間に78棟、約19.1万㎡を整備しています。一方で、平成10年以降はほとんど新規整備を行っていません。

図4：学校施設の築年別整備状況



2 施設評価に基づく老朽化状況の整理

本計画の策定に当たり、棟ごとに構造躯体の健全性と構造躯体以外の劣化状況を整理するために、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（以下「解説書」という。）に準じた簡易的な評価を行いました。

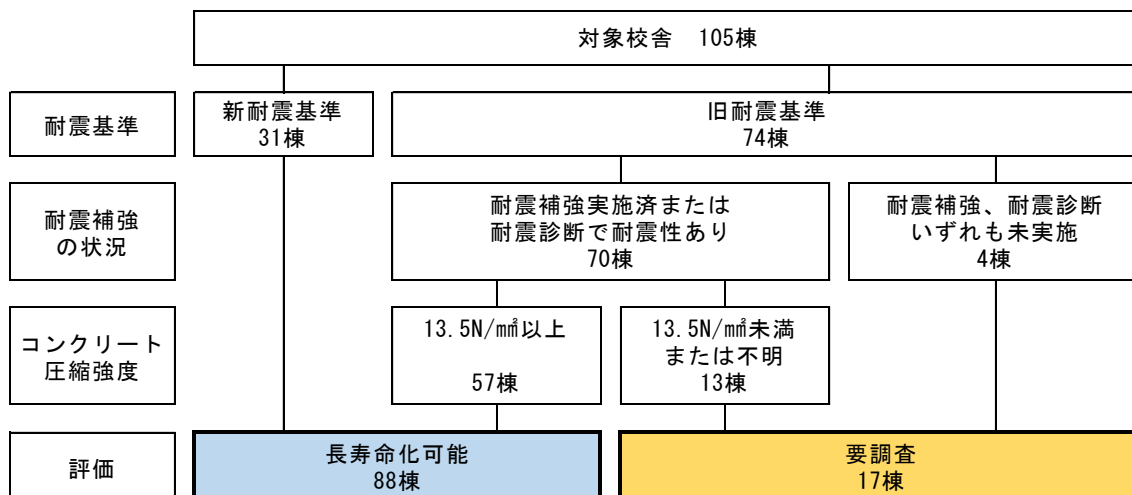
(1) 構造躯体の健全性評価

「解説書」で示された評価方法を参考に、建物の築年数、耐震診断時に構造計算のために調査したコンクリートの材料試験データ等を用いて、構造躯体の健全性の評価を行いました。この結果に基づき、構造躯体の健全性を整理し、調査の要否も含め、長期間の建物使用の可否を判断します。

【評価基準】

- ① 旧耐震基準の建物のうち、耐震補強、耐震診断共に未実施の建物は「要調査」とする。
 - ② ①以外の建物のうち、コンクリート圧縮強度が 13.5N/mm^2 以下または不明の場合は、「要調査」とする。
→上記以外の建物については、「長寿命化」が可能と評価する。
- ※上記は計画策定段階における評価であり、実際の工事実施にあたっては躯体の詳細の調査に基づいた判断が必要である。

図5：構造躯体の健全性の評価フロー




本市では、旧耐震基準で建設された校舎及び屋外運動場の耐震補強工事は平成 21 年度までに全て完了しており、それらの大半はコンクリート圧縮強度が 13.5N/mm² 超であったことから、建物全体の約 84%（88 棟）について長寿命化が可能と評価されました。残りの 17 棟は要調査と評価されました。

しかし、旧耐震基準で建設された建物への耐震補強工事は、内部に耐震補強壁を増設していることから、時代に合った教育の在り方に対応するための教室入替えを伴うような規模の大きい改修は困難となっています。

(2) 躯体以外の劣化状況

現在の劣化状況の把握と今後の具体的な整備内容、整備時期等の検討に活用するため、「解説書」に示された評価基準をもとに、図6のとおり躯体以外の劣化状況評価を行いました。建築課が平成 28 年 9 月に作成した「学校施設部位別データ（劣化調査結果）」を参考に建物の部位を 7 つに区分し、データ作成時点以降の工事履歴や毎年の点検結果等を反映させ、建物ごとに部位別の評価結果を図7にまとめました。

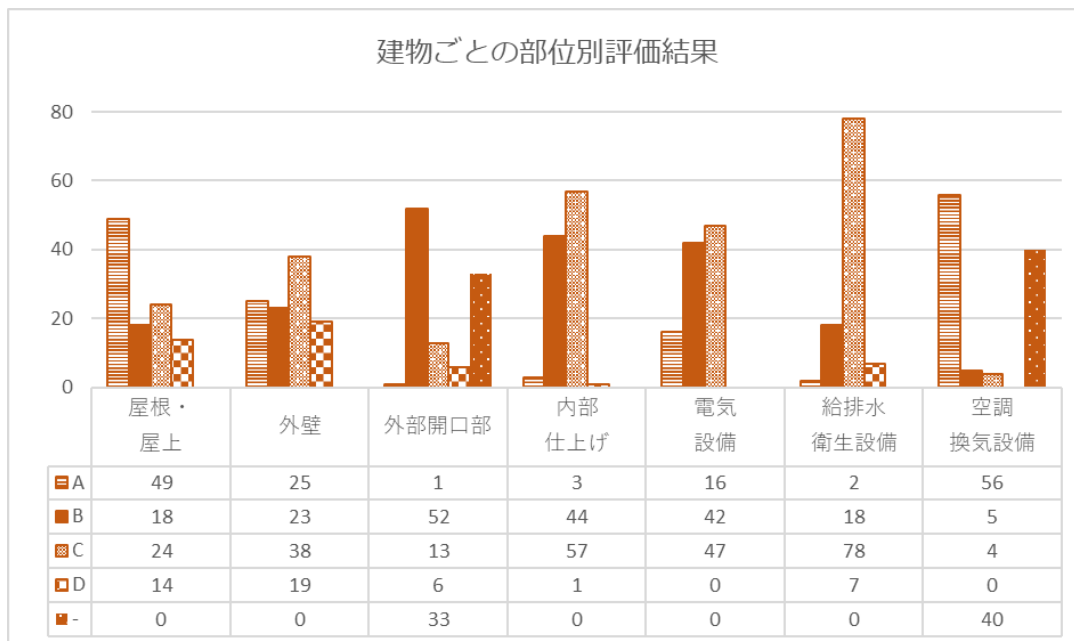
図6：躯体以外の部位別評価基準

良好  劣化	評価	基準	部位	内容（例示）
	A	概ね良好	屋根・屋上	屋上防水
	B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）	外壁	外壁
	C	広範囲に劣化（安全上、機能上、低下の兆し）	外部開口部	ガラス、ドア（建具）
	D	早急に対応する必要あり（安全上、機能上、問題あり） （躯体の耐久性に影響を与えている） （設備が故障し施設運営に影響を与えている）	内部仕上げ	防火戸、床、天井
-	評価対象外（該当部位なし）	電気設備	照明、幹線、キュービクル、動力引込	
			給排水衛生設備	給排水衛生、消火栓
			空調換気設備	空調・換気設備

※内部仕上げは築後年数で評価する。

評価	基準
A	20年未満
B	40年未満
C	40年以上

図7：建物ごとの部位別評価結果



屋根・屋上、外壁、外部開口部は、A、B評価が比較的多くなっていますが、D評価も一定数あります。一方、内部仕上げ、電気設備、給排水衛生設備は、C評価が多くなっており、特に給排水衛生設備はC・D評価が全体の8割を超えています。全体的に経年劣化が進行しており、順次改修は進めているものの、適切な時期での改修が十分に行えていない状況といえます。

表3は、主な部位の劣化状況の事例写真です。また、躯体及び躯体以外の棟別の情報については、巻末資料1を参照してください。

表3：目視による主な部位の劣化事象

目視による主な部位の劣化事象		
屋根・屋上	校舎：屋上防水の破損 	屋内運動場：屋根の錆 
外壁	外壁のクラック 	外壁の爆裂 
給排水衛生設備	トイレの排水管（接続部が腐食） 	トイレの天井（排水管から水漏れ） 

3 児童・生徒・学級数の推移と長期推計

市全体の児童・生徒数の推移は、次ページの図8のとおりで、昭和57年度の26,619人をピークに減少傾向が続いており、令和2年度では、13,115人とピーク時の約5割まで減少しています。また、令和2年度時点の各学校の学級数は、第2章で示した適正規模の考え方において標準学級に達していないとされる、普通学級数が12学級未満の学校が小学校11校（小規模特認校である片浦小含む。）、中学校5校の計16校となっています（巻末資料2参照）。

国立社会保障・人口問題研究所の予測に基づいた今後の児童・生徒数の長期推計は、次ページの図9のとおりで、令和22年（2040年）にはピークから約65%減少（9,119人）することが見込まれています。

図8：児童・生徒数の推移（S45～R2）

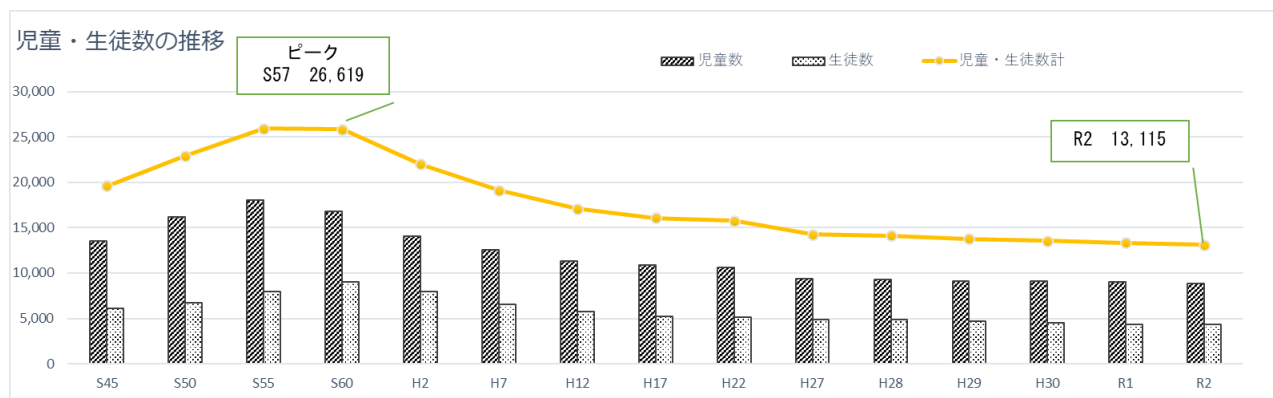
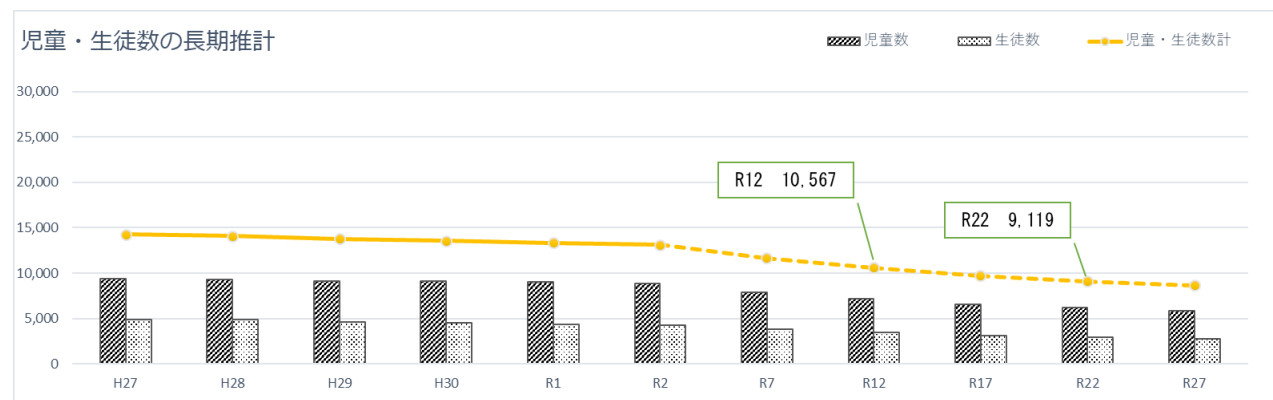


図9：児童・生徒数の長期推計



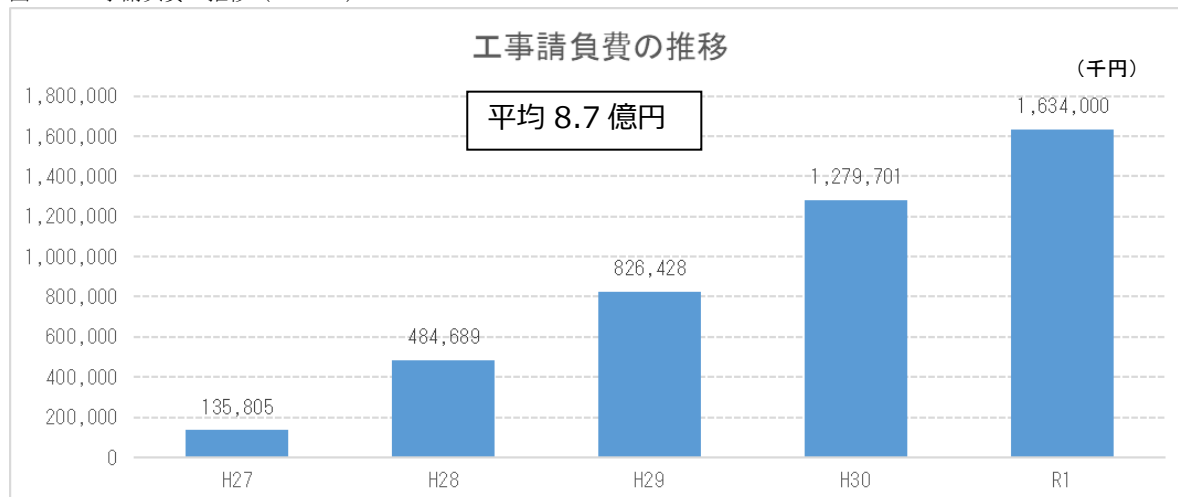
さらに、この推計に基づき、令和22年度時点における各学校の学級数のシミュレーションを行ったところ、適正規模の標準である普通学級数が12学級未満の学校は、小学校16校（片浦小含む）、中学校7校の計23校に増加することが見込まれており（巻末資料2参照）、第2章で示した学校における望ましい規模の維持がさらに困難となるという課題があります。

4 学校施設の工事・修繕費の推移と投資可能額の検討

(1) 学校施設の工事・修繕費の推移

平成27年度から令和元年度までの直近5年間の学校施設に係る工事請負費（決算ベース）の推移は図10のとおりで、5年間の平均は、約8.7億円となっています。

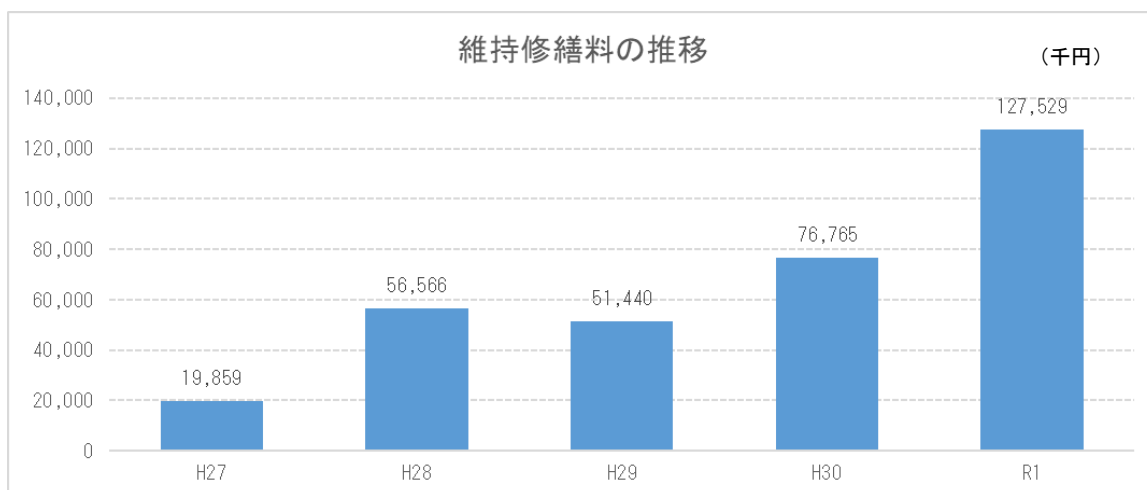
図 10：工事請負費の推移（H27～R1）



近年は、屋上防水改修や受水槽改修等の劣化した部位の修繕が主でしたが、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、小田原市スポーツ振興・教育環境改善基金を財源とした学校トイレの洋式化を全面的に実施しました。また、平成 30 年度から令和元年度にかけて、小・中学校の全ての普通教室にエアコンを設置する工事も行いました。これらの工事によって、平成 28 年度以降は工事請負費総額が増加傾向になっています。

維持修繕料（決算ベース）については図 11 のとおりで、近年大幅に増加しており、令和元年度においては、平成 27 年度と比較して約 6.4 倍になっています。いわゆる小破修繕ではありませんが、壊れてから対処する「事後保全」の傾向が高まっています。

図 11：維持修繕料の推移（H27～R1）



(2) 学校施設改修への投資可能額

本計画においては、学校施設改修への投資可能額の目安を、過去 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）の工事請負費平均額と、「公共建築物マネジメント基本計画」を踏まえ次のとおり設定しました。

- 1 過去5年間の工事請負費平均額：約 8.7 億円
- 2 「公共建築物マネジメント基本計画」における公共建築物への1年当たり投資可能額に、学校施設が占める面積割合を乗じた額：25 億円×46.3%＝約 11.6 億円
⇒年 8.7～11.6 億円（40 年総額 348～464 億円）を目安とする。

以下、この投資可能額を「財政制約ライン」ということとします。

5 今後の施設整備に要するコストシミュレーション

学校施設等の整備・改修コストについて、「解説書」の考え方を基にしたコストシミュレーションを行いました。

整備・改築手法の定義や工事単価等の条件設定は、以下のとおりです。

【整備・改修手法の定義】

ア 改築（建替え）

既存建物の一部または全てを新しい建物へ建て替える整備手法です。改築をすることにより、経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するだけでなく、教育内容の多様化やユニバーサルデザインなどの社会的な要請に対応するための機能や性能を満たした学校施設に建て替えることができます。

イ 長寿命化（機能向上）

概ね築 60 年で改築する建物を、目標使用年数を 80 年と設定し、築 40～45 年を目安に機能向上のための改修を実施するものです。一般に原状回復を目的とした修繕、設備機器の交換等に加え、躯体についてはコンクリートのひび割れや中性化対策、鉄筋の腐食対策等を行い、躯体以外では耐久性に優れた仕上げ材への交換、断熱化のほか、教室照明の LED 化、木質化などの社会的な要請に対応するための改修も対象になります。

ウ 大規模改造（原状回復等）

概ね 20 年周期で劣化部位の機能を回復するための修繕として実施するものです。屋上、外壁、開口部、内部、設備機器の交換等の躯体以外の部位修繕が主な対象となります。

図12：改築中心から長寿命化への転換イメージ（出典：「解説書※一部改変」）

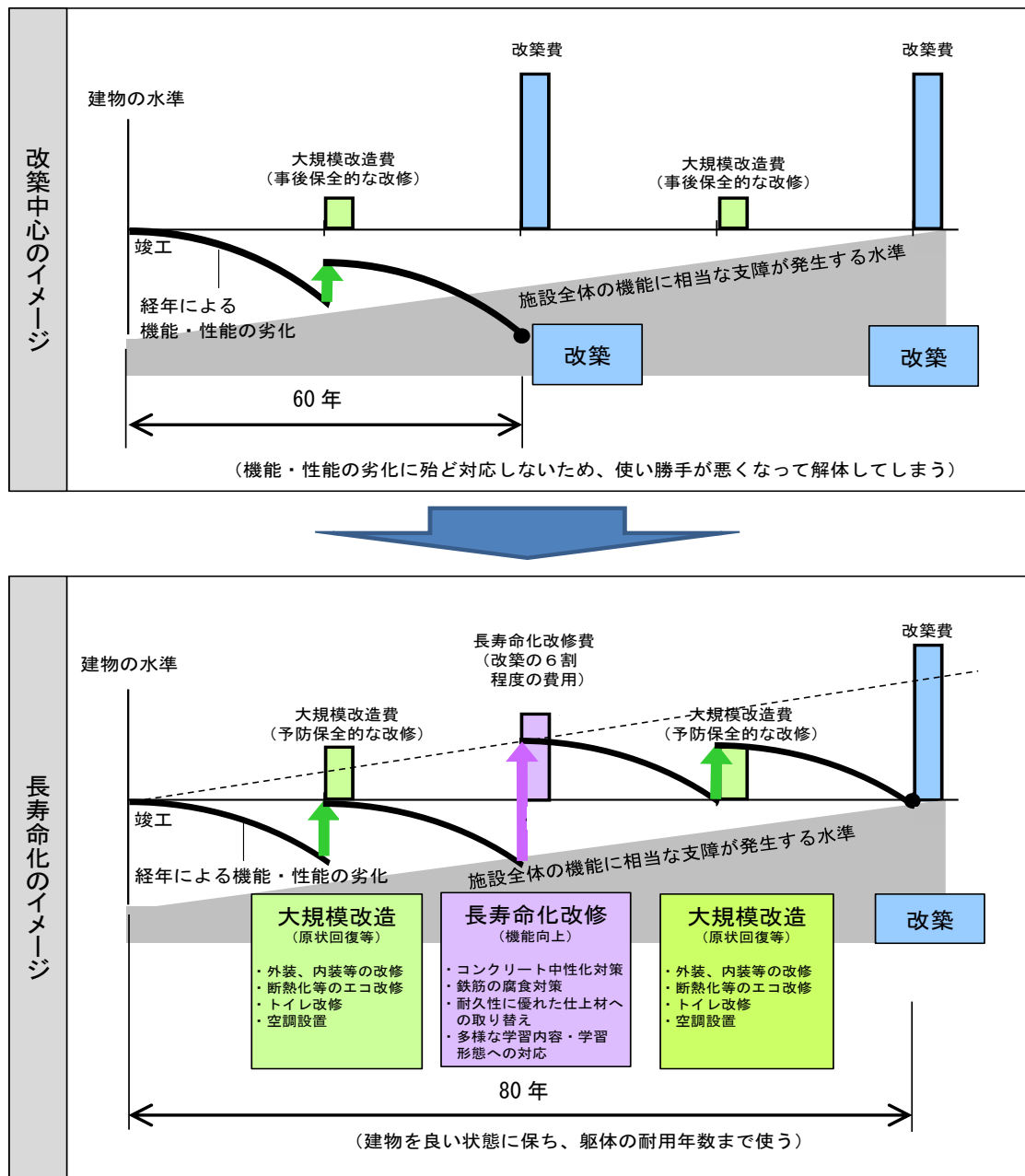


表4：コストシミュレーションに用いる工事単価・期間の条件設定（共通）

区分	単価（千円）	工事期間
改築	355	校舎3年／屋内運動場2年
長寿命化	181	1年
大規模改造	92	1年

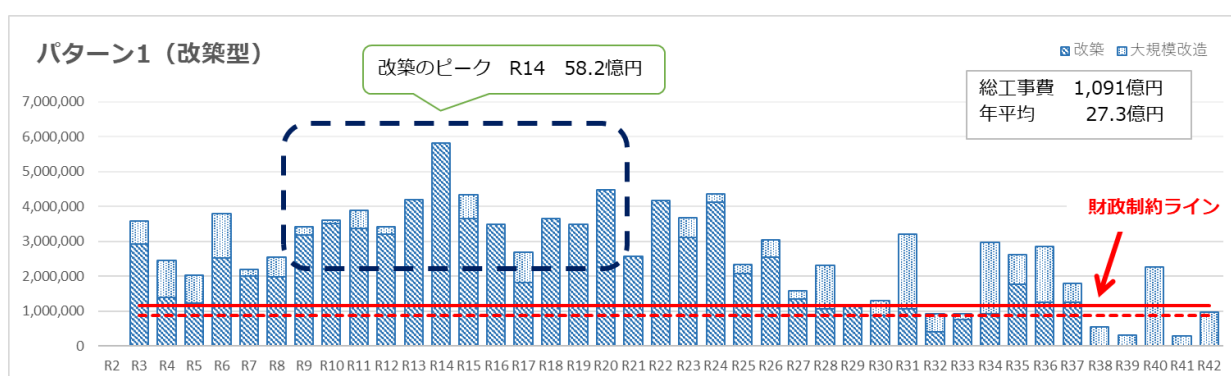
(1) コストシミュレーションパターン1（改築型）

「解説書」において「従来型」とされている、現在保有している施設を全て改築する場合のシミュレーションです。

【改築の条件設定】

- ① 現在保有している施設を全て築60年で改築する。ただし、改築までの残存年数が20年を超える棟は改築の20年前に大規模改造を1回実施する。
- ② 改築時の整備面積は、現在と同様とする。
- ③ 改築後20年を目安に、大規模改造を実施する。

図13：コストシミュレーションパターン1（改築型）



これによると、今後40年間の総工事費は約1,091億円、年平均の工事費は約27.3億円となり、第2章3で示した財政制約ラインとは大きく乖離しています。また、グラフからも分かるように、多くの建物は改築時期が集中しており、令和9年度頃から大幅な増加が見込まれ、ピークとなる令和14年度は工事費が約58.2億円となることを見込まれます。直近10年間（令和3年度～令和12年度）の平均工事費は約30.9億円、直近20年間（令和3年度～令和22年度）の平均工事費は約34.9億円となり、大きな財政負担が生じてしまいます。

(2) コストシミュレーションパターン2（長寿命化型）

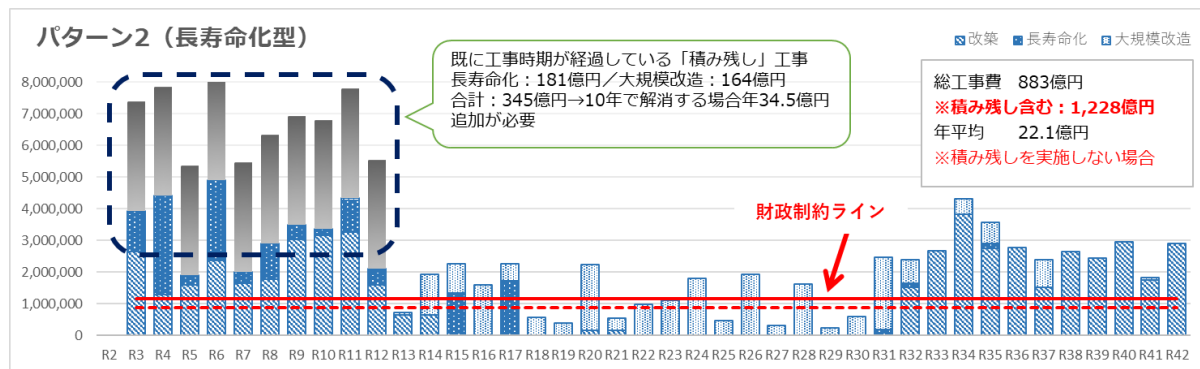
施設をより長く使えるよう、長寿命化と大規模改造を併用した改修を進めることを前提としたシミュレーションです。「解説書」においては「長寿命化型」とされています。

具体的には、目標使用年数を80年と設定し、建設後40～45年を目安に機能向上のための改修（長寿命化）を、建設後20年と60年を目安に劣化状況をもとの機能に回復維持するための修繕（大規模改造）を行い、建物を目標使用年数まで安全で機能的に使用できるようにするものです。

【改築・長寿命化・大規模改造の条件設定】

- ① 本章 2 (1)の構造躯体の健全性評価において「長寿命化可能」と評価された建物については、原則として築 80 年で改築を実施。築 40 年に長寿命化、築 20 年・60 年に大規模改造を行う。
- ② 既に築 50 年を経過している棟は、長寿命化及び大規模改造を実施せず、築 60 年で改築を実施。
- ③ 本章 2 (1)の構造躯体の健全性評価において「要調査」と評価された棟は、築 60 年で改築を実施。ただし、改築までの残存年数が 20 年を超える棟は改築の前に大規模改造を 1 回実施する。
- ④ 改築時の整備面積は、年少人口の減少率をもとに「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」から想定学級数に応じて算出した必要面積とする（全体で 12%程度の面積減）。

図 14：コストシミュレーションパターン 2（長寿命化型）



これによると、今後 40 年間の総工事費は約 1,228 億円となり、全てを改築するパターン 1 よりも総工事費が多くなるのが分かりました。また、既に長寿命化や大規模改造の時期が到来している建物が多くあり、これらの積み残しの工事費は約 345 億円（総工事費に含む）です。現況の劣化状況等を踏まえ、積み残しの工事を実施しない場合、40 年間の総工事費は約 883 億円、平均工事費は約 22.1 億円となりますが、もし、積み残しの工事について直近 10 年間で平準化して解消しようとする、直近 10 年間の平均工事費は約 56 億円となります。建築年度が古い棟が大半を占める本市の場合、長寿命化によって生じるトータルコストが改築より過大となってしまいます。

また、本章 2 (1)で示したとおり、旧耐震基準で建設された建物への耐震補強工事は、内部に耐震補強壁を増設していることから、時代に合った教育の在り方に対応するための教室の入替えを伴うような規模の大きい改修は困難となっており、長寿命化改修時の機能向上、さらには本市が目指すべき教育環境づくりを含めた改修には大きな制約が伴うという課題もあります。

第4章 学校施設整備の基本方針

第3章で示した現状や課題を踏まえ、より良い教育環境を子どもたちが将来にわたって可能な限り公平に享受できるよう、「教育環境の充実」と「持続可能な整備・保全」の2つを本市の学校施設整備の基本方針として定め、以下に示します。

1 教育環境の充実に向けた基本方針

第2章で示した3つの「教育環境の目指すべき姿」を踏まえ、以下の5つを「教育環境の充実に向けた基本方針」とし、今後この方針をもとに具体的な施設の機能水準を検討していきます。

(1) 安心・安全な学校づくり

児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、校舎、屋内運動場のみならずグラウンドや周辺環境も含め、防犯や安全性に配慮した施設整備を行います。また、河川の浸水想定区域や津波災害区域内に設置されている学校施設については、立地条件についての検討を行います。

(2) 多様な学習形態に対応する学習空間づくり

少人数指導やティーム・ティーチング、ICT端末の活用など、さまざまな教育活動が展開でき、今後の学校教育の進展や変化にも長期にわたって対応することができる柔軟性のある学習空間づくりを進めます。

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

児童・生徒のみならず、学校を訪れる全ての人が安心して利用できる学校づくりを目指し、スロープによる段差解消や手すりの設置、みんなのトイレ設置など、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めます。

(4) 環境への配慮

LED化や断熱性能の向上による省エネルギー化のほか、自然エネルギーや再生可能エネルギーの利用等、環境負荷の低減につながる施設整備を行います。また、児童・生徒が自然環境に親しむことができるよう、木質化や校内緑化を推進します。

(5) 地域とのつながりを育てる施設づくり

学校・家庭・地域の連携を進めるため、学校施設の改築、長寿命化改修時は、現在は主に空き教室で運営している放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営スペースに加え、地域の他の公共施設との複合化や多機能化を検討します。検討に当たっては、学校施設本来の目的を踏まえた上で、管理区分の明確化や共用部分の効率的な配置を重視します。また、災害時は地域の防災拠点となることから、地域防災計画との整合を図りながら、避難所機能の強化等を進めます。

2 持続可能な整備・保全に向けた基本方針

次に、第3章で示した学校施設の課題等を踏まえ、以下の3つを「持続可能な整備・保全に向けた基本方針」とし、この方針をもとに今後の整備計画を検討していきます。

(1) 適正規模の維持と学校施設の最適化

本市の小・中学校の望ましい規模の維持とより良い教育環境の実現を目指し、学校施設の将来的な再編も含め、学校施設の最適化を検討していきますが、小・中学校は地域において重要な役割を担っていることから、地域ごとの適正配置についても併せて検討します。また、近接する他の公共施設との複合化・多機能化等も含め、地域コミュニティの充実につながるよう努めます。

(2) 改築と長寿命化改修の組合せによる整備コストの縮減と平準化

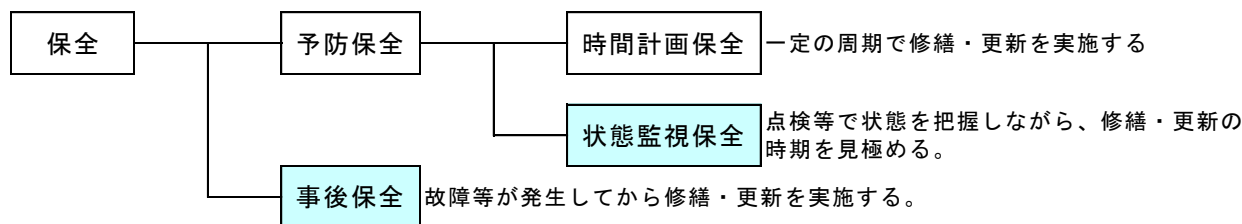
第3章5で示したシミュレーションのとおり、長寿命化が可能な建物全てを長寿命化するよりも、全てを改築の方が総工事費は安くなることが見込まれます。一方で、全てを改築すると改築時期が一定期間に集中してしまうという課題があります。そのため、新耐震基準で建築された建物は長寿命化、旧耐震基準で建築された建物は改築することを原則とし、改築と長寿命化を組み合わせることで工事時期を設定することにより、整備コストの縮減と平準化に努めます。なお、工事による学校運営への影響を最小限に抑えるという観点から、工事時期の設定は、棟単位ではなく学校単位で検討することとします。

(3) メンテナンスサイクルの確立による計画的な保全

老朽箇所の修繕は近年大きく増加しており、その大半は不具合等が発生してから修繕を行う「事後保全」により実施しています。これまでの事後保全型の維持管理では、老朽箇所の把握が後手に回ってしまい、適正な修繕・更新需要の把握と計画的な維持管理が困難になることから、段階的に「予防保全」に移行していく必要があります。

そのため、本市の「市有建築物維持修繕計画」の方針も踏まえ、今後は適切な点検・調査により老朽化状況を把握しながら、修繕・更新の時期を見極める「状態監視保全」を基本とし、これまでの「事後保全」を併用してより計画的な維持管理に努めます。

図 15：予防保全／事後保全のイメージ（出典：「市有建築物維持修繕計画」）



効率的かつ計画的な保全を行うためには、その判断材料となる点検業務とそれによる評価を総合的・体系的に行うことが重要です。本市では、表5のような点検業務や日常点検を着実に実施し、得られた情報を活用していきます。また、学校施設台帳や施設白書等の施設の基礎情報やこれまでの修繕・改修履歴と合わせて、点検結果の情報を集積し、一元的な管理と活用を進めます。

表5：学校施設の点検業務一覧

	調査名	実施目的・内容	根拠法令
法定点検	建築基準法第12条点検	建築基準法第12条に基づく建築物及び建築設備の点検	建築基準法第12条
	貯水槽清掃・点検	学校の飲料水を清潔に保つための清掃・点検	簡易専用：水道法施行規則第55条 小規模：小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第14条
	簡易専用水道検査	簡易給水水道における安全で衛生的な飲料水を確保するための検査	水道法第34条の2 2項 水道法施行規則第56条
	小規模受水槽水道検査	小規模受水槽における安全で衛生的な飲料水を確保するための検査	小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第14条2項 同条例施行規則第13条
	浄化槽保守管理	浄化槽の保守点検	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条5項
	汚水処理施設保守管理	汚水処理施設の保守点検	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
	小荷物専用昇降機保守点検	給食用小荷物専用昇降機の保守点検	建築基準法第12条2項
	乗用エレベーター保守点検	乗用エレベーターの保守点検	建築基準法第12条2項
	変電施設保安点検	変電施設の保守点検	電気事業法第48条
	フロン漏えい点検	フロン排出抑制法に基づく空調機器の点検	フロン排出抑制法
	消防用設備等保守点検	消防法に規定される設備・機器（制御盤や感知器、消火栓設備等）の保守点検	消防法第17条
防火扉保守点検	防火扉の保守点検	小田原市火災予防条例第41条	
自主点検	空調設備保守管理	冷温水発生器、ボイラー、ファンコイル等の空調設備の保守	
	プール循環器等保守点検		
	高架水槽用ポンプ等保守点検		
	汚水ポンプ保守点検		
	テレビ共聴施設保守点検	周辺住民のための電波障害対策施設の保守点検	
体育遊器具保守点検	遊具の保守点検		

3 個別に検討すべき事項

(1) 幼稚園

平成31年3月に策定した「小田原市公立保育園・保育所の今後のあり方」に基づき、公立幼稚園の統合・廃止を具体的に進めていきます。その際、教育・保育の一体化の観点から、市長部局とも連携して認定こども園化についても検討するものとします。

(2) 給食施設

学校給食センターは、令和元年8月に策定した「小田原市学校給食センター整備基本構想」に基づき、令和6年度の供用開始を目指して整備を行い、現状の中学校8校分を移行します。その後、共同調理場から配送している中学校3校についても、将来の食数減に伴い、新しい学校給食センターにできる限り移行します。

小学校の単独調理場については、平成26年度に実施した「学校給食のあり方検討委員会」に

において、単独調理校方式で実施することが望ましいとの報告がされていますが、児童・生徒数の減少や設置校の整備・改修状況等に合わせて検討するものとします。

(3) プール

小・中学校のプールは、4校（三の丸・町田・酒匂小、鴨宮中）を除いた全てが耐用年数を超過しており、塗装の剥がれや設備の不具合等の老朽化が顕著になっています。今後、学校プールの機能集約や公共・民間プールの活用等も含めた学校プールの在り方を多角的に検討していきます。

第5章 今後の取組方針

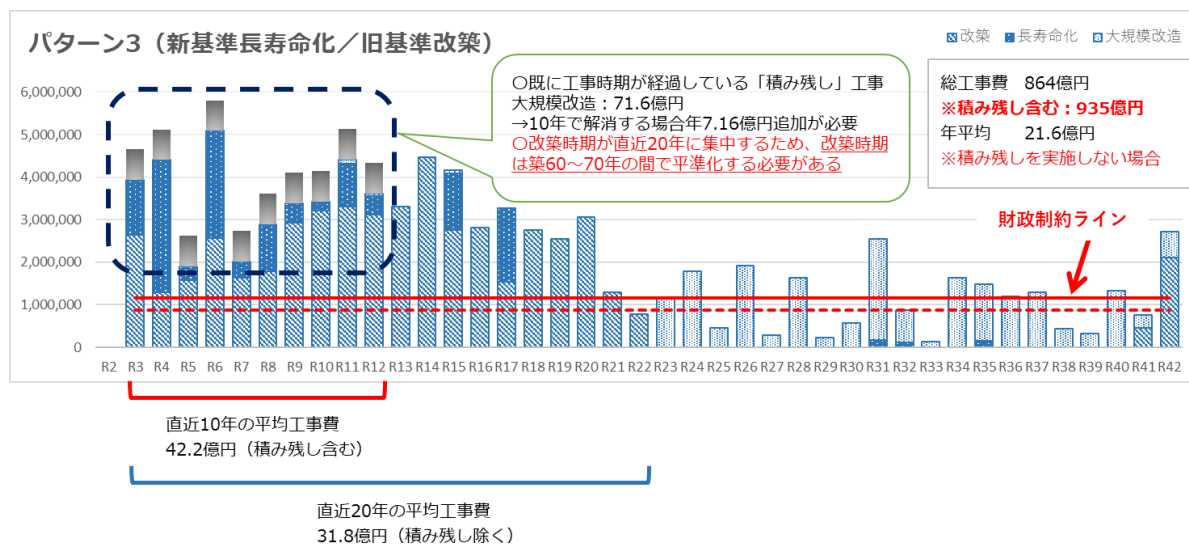
1 基本方針を踏まえたコストシミュレーション

第3章5で示した2つのシミュレーションの課題と第4章で示した基本方針を踏まえ、新耐震基準の建物のみ長寿命化を行い、残りの旧耐震基準の建物は全て改築とする考え方で再度シミュレーション（パターン3）を行いました。

【改築・長寿命化・大規模改造の条件設定】

- ① 新耐震基準で建築された建物については、原則として築80年で改築を実施。築40年に長寿命化、築20年・60年に大規模改造を行う。
- ② 旧耐震基準で建築された建物については、原則として築60年で改築を実施。ただし、改築までの残存年数が20年を超える棟は改築の前に大規模改造を1回実施する。
- ③ 第2章4(1)の構造躯体の健全性評価において「要調査」と評価された棟は、築60年で改築を実施。ただし、改築までの残存年数が20年を超える棟は改築の前に大規模改造を1回実施する。
- ④ 改築時の整備面積は、年少人口の減少率をもとに「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」から想定学級数に応じて算出した必要面積とする（全体で12%程度の面積減）。

図16：コストシミュレーションパターン3（新基準長寿命化/旧基準改築）



これによると、今後40年間の総工事費は約935億円（積み残し分約71.6億円含む）となり、3つのシミュレーションの中では最も経済的であると考えられます。しかし、旧耐震基準の建物については築60年を目安に改築することから、直近20年間に改築時期が集中することになり、この20年間の平均工事費は約31.8億円となります。また、積み残しの工事について直近10年間で平準化して解消しようとする、直近10年間の平均工事費は約41.4億円となります。そのため、実際の改築時期については、個別の建物の劣化状況等を精査し、築60～70年の間で年度ごとの工事費が過大とならないよう平準化していく必要があります。

2 今後の取組方針

第4章で示した基本方針を実現するため、本市における適正規模・適正配置の基本的な考え方の整理とともに、本市の学校教育の在り方を踏まえ、未来の子どもたちにとって望ましい教育環境づくりの基本的な考え方を示す「小・中学校新しい学校づくり推進基本方針」を策定します。その後、基本方針を踏まえ、地域単位での配置計画や新しい学校に求められる施設の機能等の水準、他の公共施設との複合化可能性等について検討します。

未来の子どもたちにとって望ましい教育環境づくりには、地域との協働と合意形成が必要不可欠であることから、これらの計画の策定にあたっては、保護者、学校関係者はもちろんのこと、地域の関係者にも検討プロセスに深く関わっていただき、地域の未来にとっても望ましい学校づくりとなるよう努めます。

図 17：新しい学校づくり推進の事業フレーム

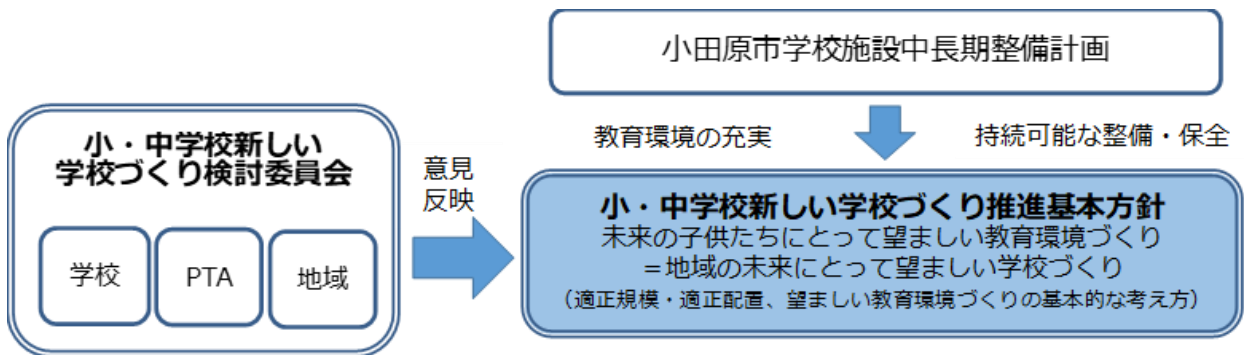


図 18：新しい学校づくり推進の事業スケジュール

R2	R3	R4	R5
庁内検討 ■ 12月 計画公表		新しい学校づくり推進基本方針等の策定・検討 ■ 検討委員会設置	
【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模・適正配置の検討 ・未来の子どもたちにとって望ましい教育環境づくりの基本的な考え方 ・地域単位の配置計画、他の公共施設との複合化可能性 ・新しい学校に求められる機能、諸室配置の基本的な水準 			

3 今後5年間の実施計画

表6は、校舎のうち最も古い建築年度を基準とし、築年数別（10年単位）にグルーピングした際の施設数の一覧です。これによると、築年数が60年を経過している施設が3校あり、改築時期を築70年までと設定したとしても、あと6～10年しかありません。築50年を経過している施設はさらに多くなることから、あと5～10年以内に、改築・長寿命化に着手していく必要があります。

そのため、本計画の最初の実施計画期間である令和3年度から令和7年度までの間に、先述

した新しい学校づくり推進基本方針等の策定、検討を行い、次回の計画見直し時には改築及び長寿命化の実施年次を定め、令和8年度以降は個別の事業を順次実施していくこととします。

その他、今後5年間の実施予定事業については、給食施設の老朽化の対応として、学校給食センターの建替えのほか、施設の劣化状況や教育的・社会的要請を踏まえ、表7に示す内容を実施していくこととします。

表6：学校施設の築年数別一覧（施設数）

築40年未満	【小学校】 8校 【中学校】 1校 【その他】 1施設
築40～49年	【小学校】 7校 【中学校】 3校 【幼稚園】 5園 【その他】 1施設
築50～59年	【小学校】 10校 【中学校】 4校 【幼稚園】 1園
築60年超	【中学校】 3校

表7：今後5年間の実施予定事業

	主な内容
①新しい学校づくり推進基本方針等の策定・検討	検討会の設置、アドバイザー委託
②学校給食センターの建替え	令和6年度（2024年度）の供用開始を目指す。
③劣化状況調査	外壁打診調査、新耐震基準・要調査の建物についての劣化状況調査等
④C・D評価の対応	躯体以外の劣化状況がC・D評価となっているものを中心に、部位修繕を行う。 屋上防水、外壁改修、電気設備（キュービクル等）、給排水設備（トイレ含む）の全面改修等
⑤教育的・社会的要請への対応	新たな教育的、社会的要請に対応するための諸整備 特別教室への空調設置、校舎・屋内運動場の照明LED化等
⑥焼却炉の解体・撤去	既に使用していない学校の小型焼却炉（計19基）について、ダイオキシン汚染防止の観点から早急に解体・撤去を行う。

第6章 計画の継続的運用方針

1 情報基盤の整備

本計画を着実に実行していくためには、継続的な施設の実態把握によるデータベースの蓄積とその活用が重要です。学校施設台帳や施設白書、固定資産台帳等の既存の施設情報とこれまでの修繕・改修履歴や点検結果を集積し、施設別の分析やシミュレーションに活用できるようなデータの一元化と仕組みづくりを進めます。

2 推進体制等の整備

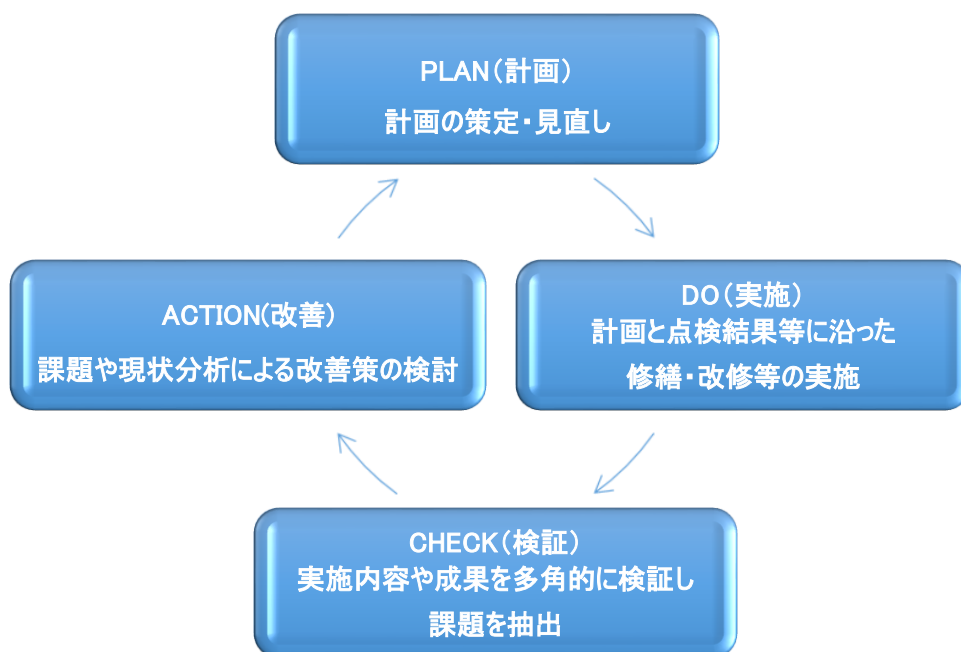
学校施設の所管である教育委員会を中心に本計画を含む学校施設の維持管理を進めていきますが、より効率的な運用のために、学校との連携はもとより、公共施設マネジメント課や建設部等の関係所管との連携体制の充実を図ります。また、学校施設再編や複合化の検討にあたっては、学校が地域において重要な役割を持つ施設であることを考慮し、関連部局間の綿密な情報共有と適切な推進体制の構築を図ります。

3 フォローアップ

本計画の推進にあたっては、個別の事業の進捗に応じて、その内容や成果を検証・評価し、計画の達成状況に基づく適切な改善を行うことが求められます。そのため、図19のようなPDCAサイクルに基づき、随時計画の見直しを行います。さらに、施設の点検結果や劣化状況のほか、社会的要請や教育環境のニーズの変化等に応じて適宜フォローアップを行い、実施計画期間である5年ごとに計画の見直しを行います。

また、上位計画である「総合計画」、「公共建築物マネジメント基本計画」や「小田原市教育大綱」・「小田原市学校教育振興基本計画」等の教育施策の基本的な方針が改訂された場合は、その内容に基づき計画を見直します。

図19：PDCAサイクルのイメージ



学校別児童・生徒数及び学級数推計

※推計は、国立社会保障・人口問題研究所の予測に基づく
 ※学級数は1学級の人数を30人として算出

○普通学級数のみ抜粋

小学校

施設名	令和元年度				令和2年度				令和12年度推計				令和22年度推計			
	児童数		学級数		児童数		学級数		児童数		学級数		児童数		学級数	
	特		特		特		特		特		特		特		特	
三の丸小学校	576	11	19	2	595	15	21	3	456	17	20	4	394	14	17	3
新玉小学校	185	11	8	2	178	9	8	2	147	5	8	2	126	5	8	2
足柄小学校	457	17	19	4	467	20	19	4	362	13	16	3	312	11	14	3
芦子小学校	486	12	18	2	477	14	17	2	385	14	16	3	332	12	15	3
大窪小学校	195	5	9	2	186	6	9	2	155	6	8	2	133	5	8	2
早川小学校	169	12	8	2	158	8	8	2	134	5	8	2	116	4	8	2
山王小学校	192	11	9	2	185	16	9	3	152	6	8	2	131	5	8	2
久野小学校	305	8	15	3	278	8	13	3	242	9	12	3	209	8	9	2
富水小学校	556	31	22	6	545	34	22	6	441	16	19	4	380	14	16	3
町田小学校	308	8	14	2	300	6	13	2	244	9	12	3	211	8	10	2
下府中小学校	340	18	16	4	330	18	16	4	269	10	12	3	232	8	11	3
桜井小学校	555	21	23	5	515	25	23	6	440	16	19	4	379	14	16	3
千代小学校	517	14	19	2	515	15	20	3	410	15	17	3	353	13	15	3
下曽我小学校	176	13	9	3	172	13	9	3	139	5	8	2	120	4	8	2
国府津小学校	552	8	21	3	524	10	21	3	437	16	18	3	377	14	16	3
酒匂小学校	360	11	16	4	353	17	18	5	285	10	13	3	246	9	12	3
片浦小学校	95	3	8	2	90	3	8	2	75	3	8	2	65	2	8	2
曾我小学校	101	5	8	2	99	6	8	2	80	3	8	2	69	3	8	2
東富水小学校	450	21	19	5	444	27	20	6	357	13	15	3	308	11	14	3
前羽小学校	142	2	8	2	141	6	8	2	113	4	8	2	97	4	8	2
下中小学校	310	22	14	3	288	22	15	4	246	9	12	3	212	8	10	2
矢作小学校	505	22	22	4	519	25	21	4	400	15	17	3	345	13	15	3
報徳小学校	327	8	14	2	324	9	14	2	259	9	12	3	224	8	11	3
豊川小学校	635	15	21	2	622	16	22	4	503	18	21	4	434	16	18	3
富士見小学校	517	20	21	4	512	18	20	4	410	15	17	3	353	13	15	3
計	9,011	329	380	74	8,817	366	382	83	7,140	261	332	71	6,161	225	298	64

R元	R2	R12	R22
17	18	16	14
6	6	6	6
15	15	13	11
16	15	13	12
7	7	6	6
6	6	6	6
7	6	6	6
12	10	9	7
16	16	15	13
12	11	9	8
12	12	9	8
18	17	15	13
17	17	14	12
6	6	6	6
18	18	15	13
12	13	10	9
6	6	6	6
6	6	6	6
14	14	12	11
6	6	6	6
11	11	9	8
18	17	14	12
12	12	9	8
19	18	17	15
17	16	14	12
9	11	14	16

中学校

施設名	令和元年度				令和2年度				令和12年度推計				令和22年度推計			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
	特		特		特		特		特		特		特		特	
城山中学校	300	10	11	2	293	11	11	2	238	6	10	2	205	5	9	2
白鷗中学校	311	14	11	3	298	16	12	3	246	6	11	2	213	5	10	2
白山中学校	520	9	17	2	533	9	17	2	412	10	17	3	356	9	15	3
城南中学校	179	4	8	2	176	6	8	2	142	4	7	2	122	3	7	2
鴨宮中学校	539	21	19	4	540	16	18	3	427	11	18	3	369	9	16	3
千代中学校	524	16	19	4	537	21	19	4	415	11	17	3	358	9	15	3
国府津中学校	325	4	11	2	307	6	11	2	258	7	11	2	222	6	10	2
酒匂中学校	437	5	15	2	403	9	14	2	346	9	15	3	299	8	12	2
泉中学校	543	8	18	3	541	11	18	3	430	11	18	3	371	9	16	3
橘中学校	249	15	11	3	249	15	11	3	197	5	9	2	170	4	8	2
城北中学校	399	4	14	2	399	4	14	2	316	8	14	3	273	7	12	2
計	4,326	110	154	29	4,276	124	153	28	3,428	87	147	28	2,958	75	130	26

R元	R2	R12	R22
9	9	8	7
8	9	9	8
15	15	14	12
6	6	5	5
15	15	15	13
15	15	14	12
9	9	9	8
13	12	12	10
15	15	15	13
8	8	7	6
12	12	11	10
5	5	6	7

凡例

: 児童生徒数が200人以下の学校

: いずれかの学年が1クラスとなる学校

: 普通学級が12学級未満

: 普通学級が12学級未満の学校数